
第Ⅲ部 資料編

資料編目次

1. 生命保険事業の業績推移	229
2. 生命保険会社系譜	230
3. 社員会社移動表	236
4. 歴代会長一覧	240
5. 理事・監事一覧	241
6. 定款および主要規則の変遷	245
7. 生命保険協会の機構の変遷	258
8. 生命保険協会事務局在籍職員数の変遷	261
9. 主な要望・意見の表明一覧	262
10. 災害救助法適用地域一覧	269
11. 各課程・資格試験の受験状況	272
12. 新年賀詞交歓会	277
13. 生命保険協会の主な刊行物一覧	278

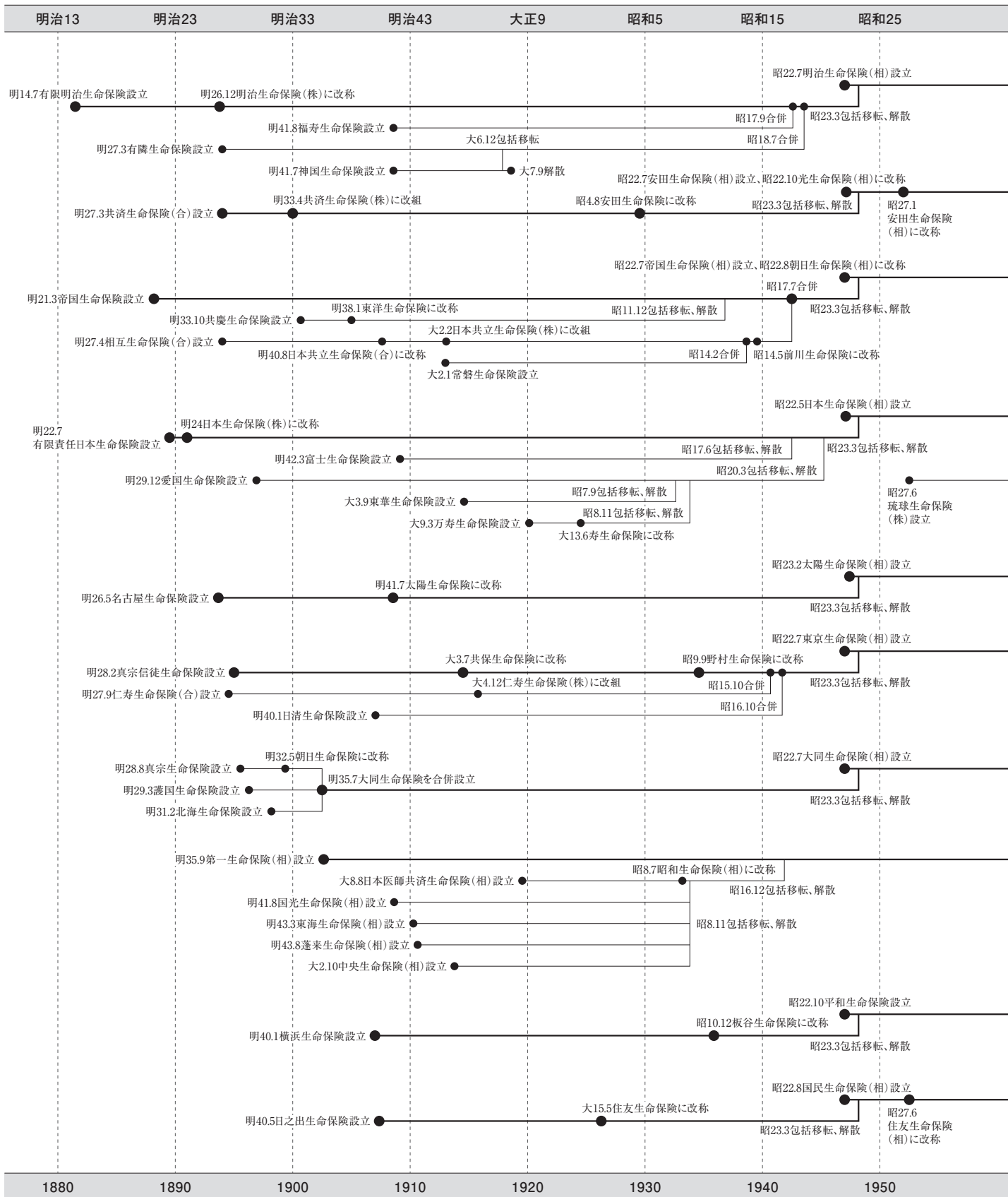
1. 生命保険事業の業績推移

(単位:百万円)

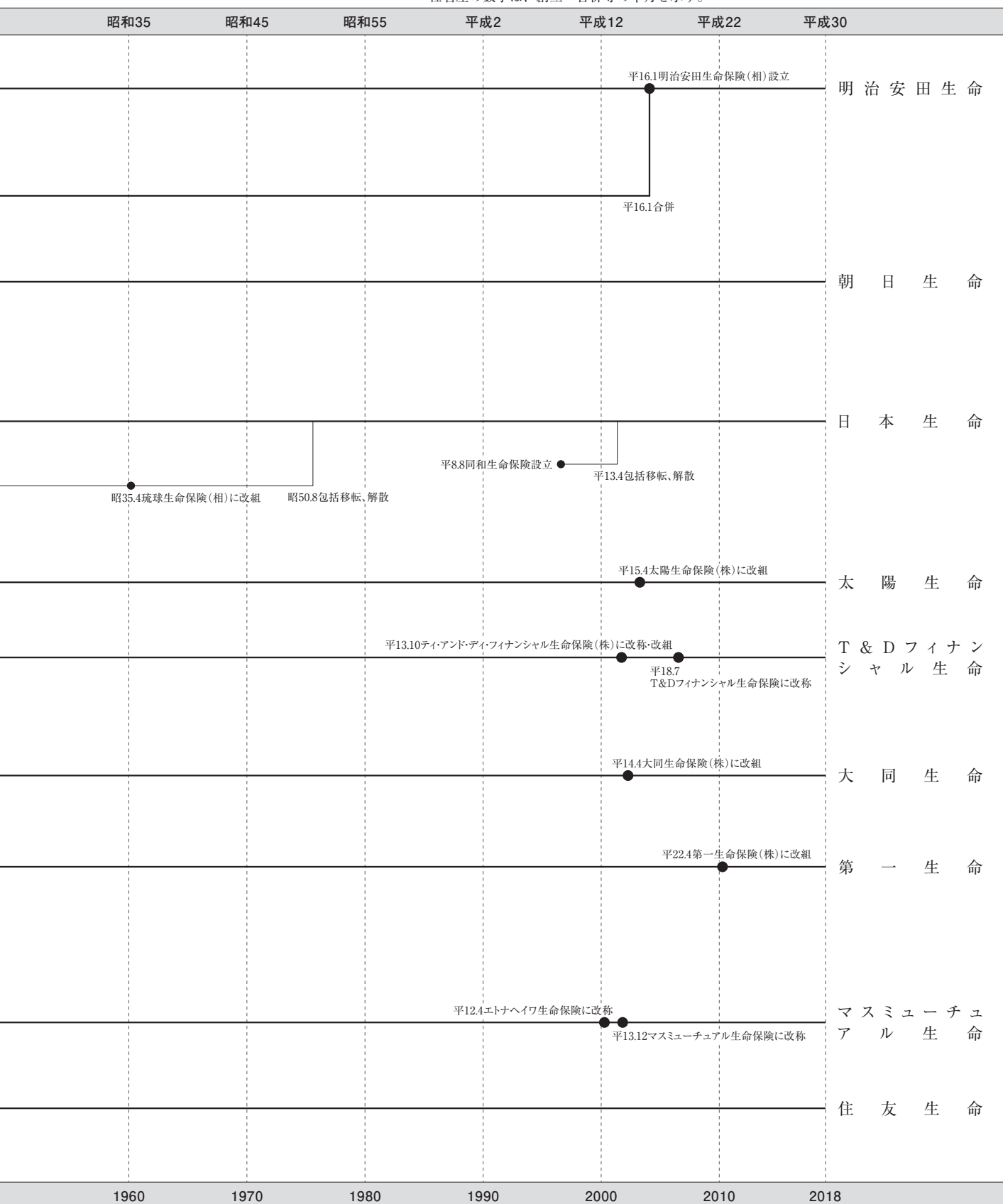
年度	新契約高	年度末現在契約高	収入保険料	年換算保険料 (新契約)	年換算保険料 (保有契約)	総資産
明治14	0.714	0.705	0.010			0.049
20	0.477	2	0.066			0.281
25	6	18	0.573			1
30	43	121	4			7
35	39	182	7			18
40	114	360	14			44
大正元	237	820	31			110
5	235	1,176	48			206
10	677	2,993	129			483
昭和元	1,260	5,596	239			1,036
5	1,365	7,694	318			1,560
10	2,669	12,536	484			2,510
15	7,729	30,363	1,241			4,917
20	10,536	73,517	2,646			12,380
25	220,167	551,532	20,735			36,655
30	764,947	2,242,969	91,550			192,924
35	2,048,094	6,997,084	255,122			752,804
40	7,345,618	24,417,283	741,787			2,243,109
45	23,305,225	78,230,095	1,800,166			5,854,784
50	65,482,687	265,410,027	3,981,162			12,892,971
55	76,238,912	572,328,305	8,226,240			26,257,774
60	95,056,659	880,967,533	15,479,793			53,870,599
平成元	162,350,066	1,403,813,180	28,040,296			116,159,725
5	185,184,847	2,021,181,628	30,392,702			169,122,130
10	139,474,336	1,909,275,411	28,836,841			191,768,404
15	109,812,499	1,609,273,078	25,960,896			184,329,979
16	102,066,644	1,568,662,289	27,022,177			191,523,019
17	93,258,369	1,531,582,593	28,332,940			209,879,115
18	81,556,594	1,484,904,588	27,766,283	2,478,154	19,420,206	220,217,013
19	75,048,963	1,443,424,996	30,909,689	2,402,658	19,849,332	326,423,878
20	74,608,859	1,404,341,329	34,063,950	2,789,548	20,412,204	311,720,046
21	74,161,045	1,370,201,789	34,116,133	3,207,897	21,376,627	318,380,214
22	74,845,840	1,346,825,968	34,454,319	2,732,781	21,780,516	320,691,180
23	78,744,520	1,334,592,481	36,289,097	2,864,673	22,774,103	326,952,857
24	84,796,829	1,335,282,253	37,140,563	2,942,864	23,853,832	344,998,124
25	80,167,304	1,332,618,339	34,738,150	2,819,457	24,447,142	350,582,621
26	81,620,350	1,334,691,658	37,222,352	3,106,632	25,222,910	367,255,244
27	85,484,509	1,337,352,267	37,748,110	3,318,872	26,195,350	367,167,877
28	87,732,234	1,350,057,618	33,459,133	3,304,814	27,483,258	375,505,139
29	72,390,345	1,342,190,736	32,442,494	2,650,122	27,875,220	381,275,110

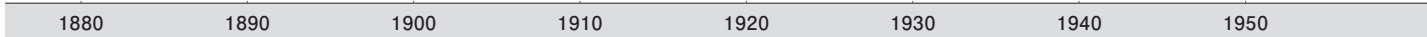
- (注) 1. 平成元(1989)年度までは内国会社計、平成2(1990)年度以降は外国会社を含む全社計の数値である。
2. 新契約高、年度末現在契約高は昭和55(1980)年度までは個人保険および団体保険、昭和60(1985)年度以降は個人保険、個人年金保険および団体保険を合算した数値である。
3. 平成9(1997)年度の新契約高には、総合福祉団体定期保険への切り替え分を含む。
4. 平成19(2007)年度以降は、かんぽ生命を含む数値である。
5. 年換算保険料は、契約者が契約期間中に平均して保険料を支払うと仮定した場合に、生命保険会社が1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示したもので、生命保険会社の業績を判断する指標の一つとして用いられる。平成18(2006)年度より掲載しており、個人保険および個人年金保険を合算した数値である。

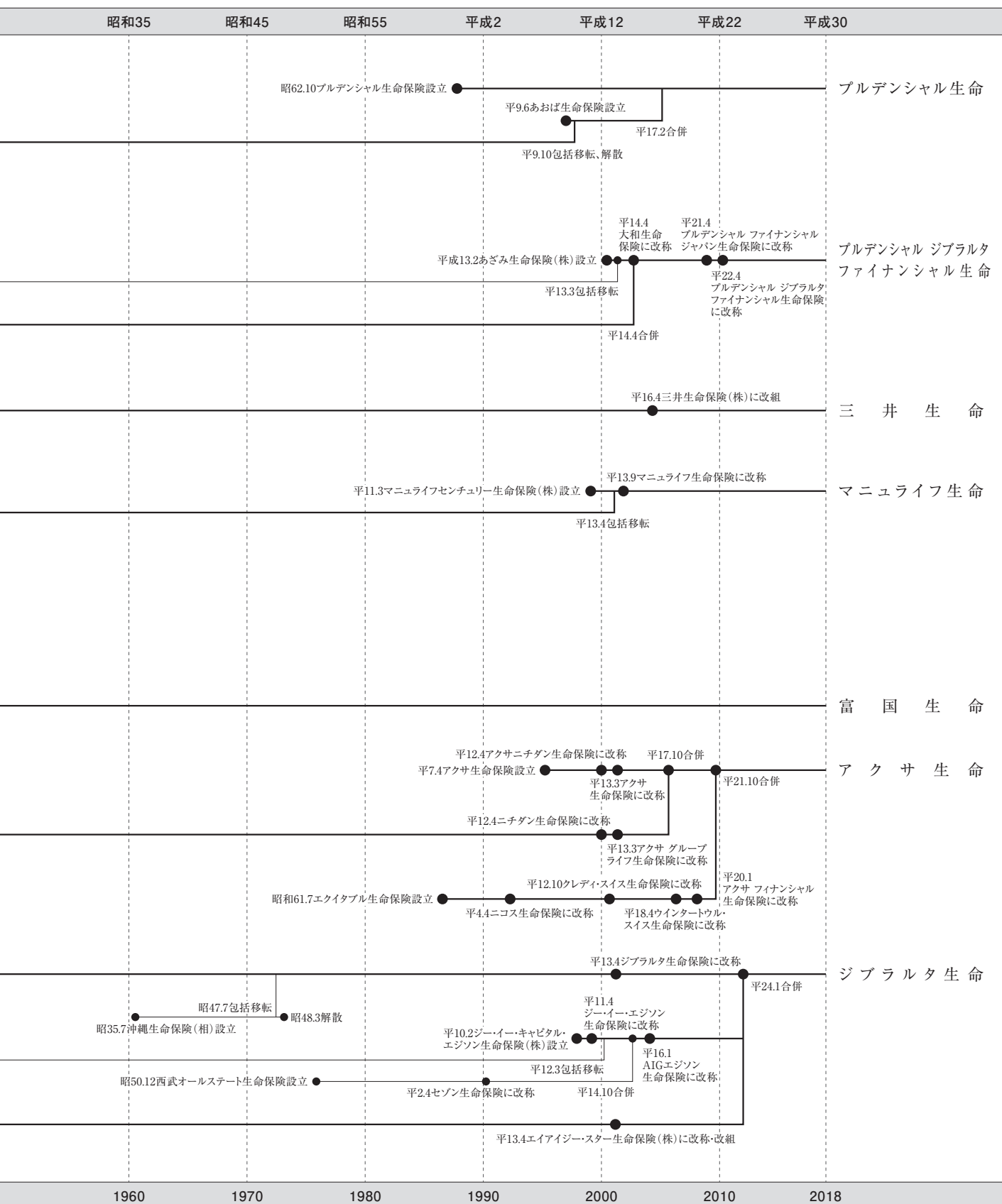
2. 生命保険会社系譜

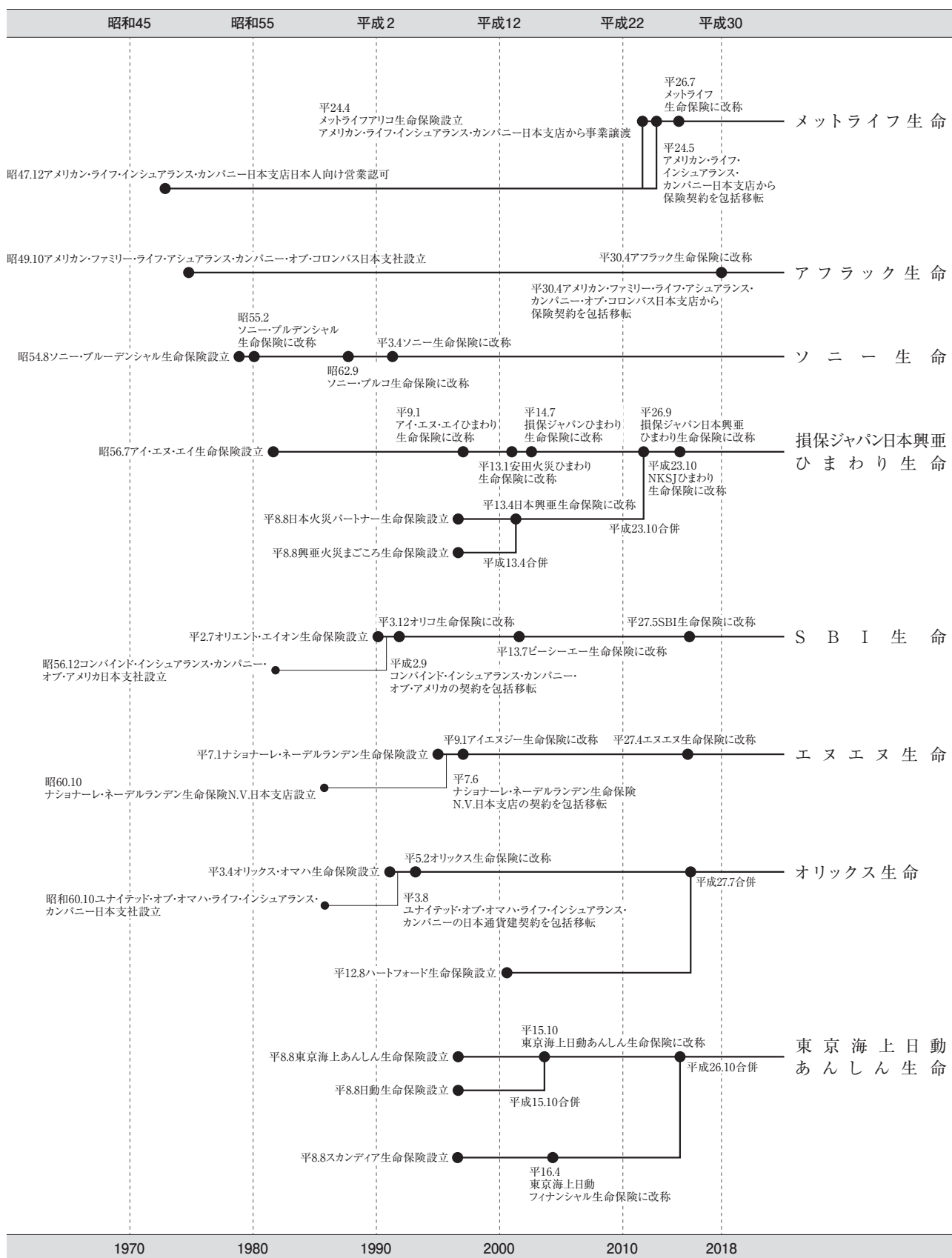


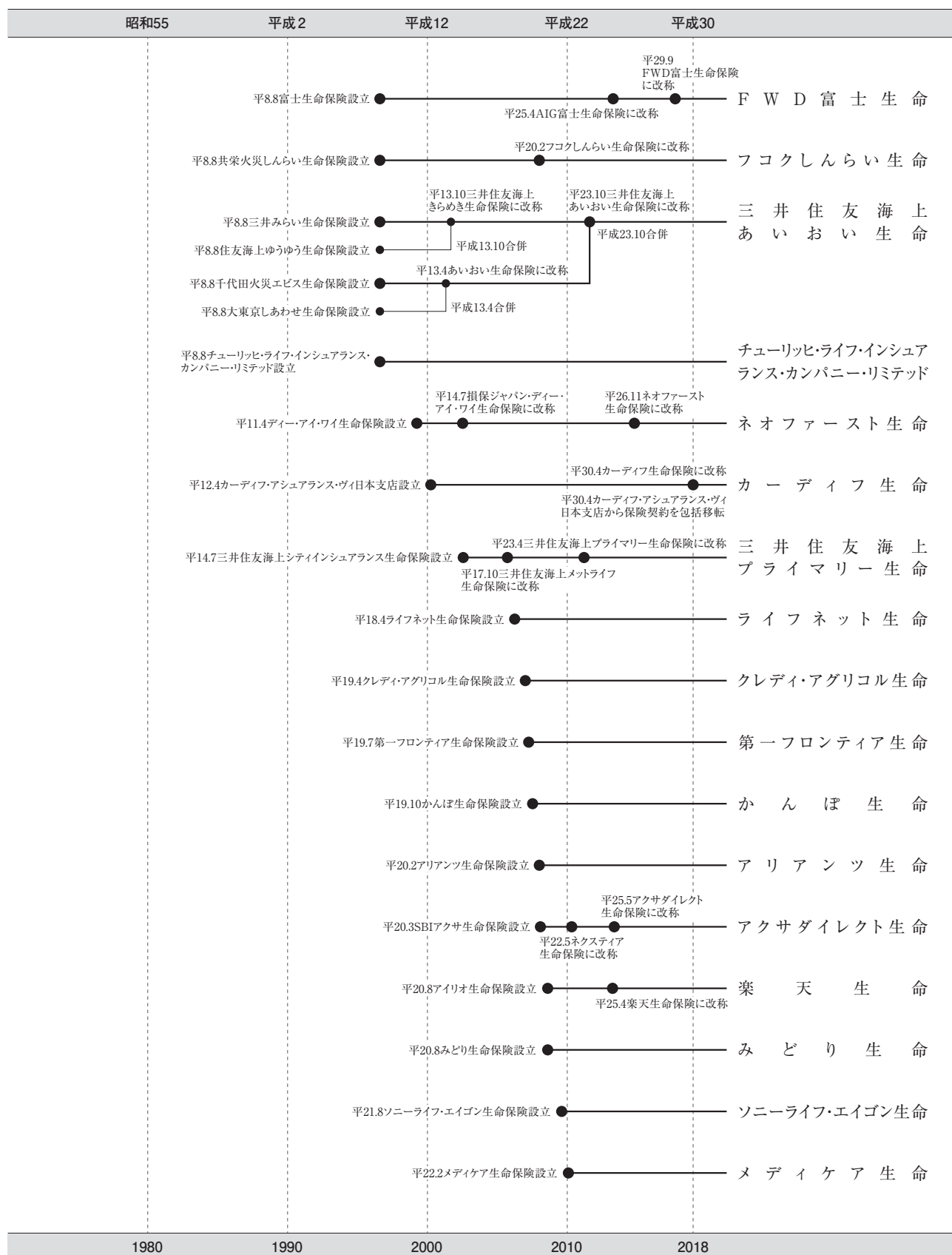
- ・(株)は株式会社、(相)は相互会社、(合)は合資会社を示し、特に記載なきものは株式会社を示す。
- ・社名左の数字は、創立・合併等の年月を示す。











3. 社員会社移動表

(社団法人生命保険協会設立以後)

社員会社名		入会年月日	脱(退)会年月日	備 考
○日 本	(株)	明41.12. 7		昭22.5.2日本(株)設立、昭23.3.31日本(株)解散、日本(株)に契約を包括移転、現在に至る。
日 宗	(株)	〃	明42. 5. 6	明42.9裁判所命令にて同社解散のため。
東 洋	(株)	〃	昭11.12.28	昭11.12.24帝国(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
徴 兵	(株)	〃	明43.12.19	同日の臨時総会にて明43年度の基金および会費未納のため退会扱い。 大14.1.16社名を第一徴兵に改称、昭7.3.29再加入。
○太 陽	(株)	〃		昭23.2.10太陽(株)設立、昭23.3.31太陽(株)解散、太陽(株)に契約を包括移転、平15.4.1太陽(株)へ改組、現在に至る。
○第 一	(相)	〃		平22.4.1第一(株)に改組、現在に至る。
○大 同	(株)	〃		昭22.7.5大同(株)設立、昭23.3.31大同(株)解散、大同(株)に契約を包括移転、平14.4.1大同(株)に改組、現在に至る。
内 国	(株)	〃	大 3. 6.20	同日、主務省より解散を命ぜられ、同日脱退のため。
萬 歳	(株)	〃	昭 4. 9.15	昭4.9.17日華(株)への吸収合併による同社解散のため。
○帝 国	(株)	〃		昭22.7.1帝国(株)設立、同8.12社名を朝日(株)に改称、昭23.3.31帝国(株)解散、朝日(株)に契約を包括移転、現在に至る。
愛 国	(株)	〃	昭20. 3.26	同日、日本(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
共 済	(株)	〃	平15.12.31	昭4.8.10社名を安田(株)に改称、昭22.7.1安田(株)設立、同10.1光(株)に改称、昭23.3.31安田(株)解散、光(株)に契約を包括移転、昭27.1.1安田(株)に改称、平16.1.1明治(株)との合併に伴い脱退。
有 隣	(株)	〃	昭18. 6.30	昭18.7.1明治(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
○明 治	(株)	〃		昭22.7.10明治(株)設立、昭23.3.31明治(株)解散、明治(株)に契約を包括移転、平16.1.1安田(株)との合併に伴い、明治安田(株)に改称、現在に至る。
○真 宗 信 徒	(株)	〃		大3.7.1共保(株)に改称、昭9.9.20野村(株)に改称、昭22.7.16野村(株)設立、同日、東京(株)に改称。昭23.3.31野村(株)解散、東京(株)に契約を包括移転。 平13.10.17ティ・アンド・ディ・フィナンシャル(株)に改組・改称、平18.7.24T&Dフィナンシャル(株)に改称、現在に至る。
仁 寿	(合資)	〃	昭15.11. 1	大4.12.24組織を(株)に変更、昭15.10.5野村(株)への吸収合併による同社解散のため。
国 光	(相)	明43. 3. 1	昭 8.12.16	昭8.11.30昭和(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
○日 之 出	(株)	〃		大15.5.19住友(株)に改称、昭22.8.29国民(株)設立、昭23.3.31住友(株)解散、国民(株)に契約を包括移転、昭27.6.1住友(株)に改称、現在に至る。
蓬 萊	(相)	明45. 3.23	昭 8.12.16	昭8.11.30昭和(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
東 海	(相)	〃	〃	〃
富 士	(株)	〃	昭17. 6.18	同日、日本(株)に契約を包括移転のため。
日 清	(株)	〃	昭16.10.28	昭16.10.13野村(株)への吸収合併による同10.20同社解散のため。
太 平	(株)	大 3. 3.16	平 9.10. 1	昭15.10.25日産(株)に改称、昭22.8.20日新(株)設立、昭23.3.31日産(株)解散、日産(株)に契約を包括移転、昭29.5.1日産(株)と改称、平9.10.1あおば(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
大 正	(株)	〃	平13. 3.31	平13.3.31あざみ(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
○高 砂	(株)	大 4. 3.13		昭2.3.5三井(株)に改称、昭22.8.1三井(株)設立、昭22.11.7中央(株)に改称、昭23.3.31三井(株)解散、中央(株)に契約を包括移転、昭27.6.11三井(株)に改称。平16.4.1三井(株)に改組、現在に至る。
福 寿	(株)	〃	昭17.10.24	昭17.9.1明治(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
八 千 代	(株)	〃	昭 5. 4.20	昭5.4.22日華萬歳(株)に契約を包括移転、同日解散のため。
神 国	(株)	大 4. 6.17	大 7.10. 3	大6.12.31有隣(株)に契約を包括移転、大7.9.21同社解散のため。
日 華	(株)	大 4. 9.23	平13. 4. 2	昭4.8.20日華萬歳(株)に改称、昭5.10.22日華(株)に改称、昭16.12.23第百徴兵(株)に改称、昭20.10.18第百生命(株)に改称、昭22.9.1第百(株)設立、昭23.3.31第百(株)解散、第百(株)に契約を包括移転。平13.4.2マニユライフ・センチュリー(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
常 磐	(株)	大 5. 3.17	昭14. 7.20	昭14.2.22日本共立(株)への吸収合併による同社解散のため。
博 愛	(株)	〃	大 6. 9. 4	大6.8.20萬歳(株)への吸収合併による同社解散のため。
福 徳	(株)	〃	昭16.12.27	昭16.11.18国華徴兵(株)とともに日華(株)に合併、同12.26同社解散のため。
中 央	(相)	〃	昭 8.12.16	昭8.11.30昭和(株)に契約を包括移転、同社解散のため。

(注) ○印は現在の社員会社またはその前身を示す。
掲載は、入会年月日順。() は準社員としての入会年月日。

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備 考
共 同 (株)	大 6. 3.17	昭 3. 6. 8	同日商工省より解散を命ぜられ、同日脱退のため。
日 本 共 立 (株)	大 7. 3.18	昭17. 9. 4	昭14.5.31前川(株)に改称、昭17.7.1帝国(株)への吸収合併のため。
○横 浜 (株)	大 8. 3.17		昭10.12.3板谷(株)に改称、昭22.10.1平和(株)設立、昭23.3.31板谷(株)解散、平和(株)に契約を包括移転、平12.4.1エトナヘイワ(株)に改称、平13.12.1マスマチュアル(株)に改称、現在に至る。
大 安 (株)	大10. 3.17	昭 8.12.22	昭8.12.19片倉(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
日本医師共済 (相)	大11. 3.17	昭17. 2.17	昭8.7.1昭和(相)に改称、昭16.12.26第一(相)に契約を包括移転、同社解散のため。
千 代 田 (相)	大12. 3.17	平23.12.31	平13.4.20エイアイジー・スター(株)に改組・改称、平24.1.1ジブラルタ(株)への合併による同社解散のため。
東 華 (株)	〃	昭 7. 4. 5	昭7.3.31脱退届提出のため。同社は同9.20愛国(株)に契約を包括移転、解散。
片 倉 (株)	〃	昭17.12.11	昭17.10.30日産(株)に契約を包括移転、同12.11同社解散のため。
旭 日 (株)	大14. 3.19	昭 3. 8.17	昭3.8.17商工省より解散を命ぜられ、同日脱退のため。
寿 (株)	〃	昭 8. 4.12	昭8.3.31脱退届提出のため。同社は昭8.11愛国(株)に契約を包括移転、解散。
戦 友 共 済 (株)	〃	昭 7.12.10	昭7.11.12脱退届提出のため。同社は同日第一徴兵(株)に契約を包括移転、解散。
第 一 徴 兵 (株)	昭 7. 3.29 (再入会)	平12. 3. 1	昭20.10.8新日本(株)に改称、昭22.10.30新日本(相)設立、同12.1東邦(相)に改称、昭23.3.31新日本(株)解散、東邦(相)に契約を包括移転。平12.3.1ジー・イー・エジソン(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
日 本 徴 兵 (株)	昭 7. 3.29	平14. 4. 1	昭20.10.1大和(株)に改称、昭22.9.15大和(相)設立、昭23.3.31大和(株)解散、大和(相)に契約を包括移転。平14.4.1あざみ(株)への合併による同社解散のため。
○富 国 徴 兵 (相)	〃		昭20.10.8社名を富国(相)に改称、現在に至る。
国 華 徴 兵 (株)	〃	昭16.12.27	昭16.11.18福德(株)とともに日華(株)に合併、同社解散のため。
日 本 教 育 (株)	昭16.12.16	昭23. 3.31	同日、大正(株)への合併による同社解散のため。
協栄 (再保険) (株)	〃	昭20. 4. 1	昭20.4.1生命保険中央会への吸収合併による同社解散のため。
日 本 団 体 (株)	昭16.12.16	平17.9.30	平12.4.1ニチダン(株)に改称、平13.3.31アクサグループライフ(株)に改称、平17.9.30アクサ(株)への合併による同社解散のため。
○協 栄 (株)	昭22. 5.31		昭22.5.6旧協栄再保険(株)の復活として協栄(株)設立、平13.4.2ジブラルタ(株)に改称、現在に至る。
西武オールステート(株)	昭51. 6.18	平14. 9.30	平2.4.1セゾン(株)に改称、平14.10.1ジー・イー・エジソン(株)への合併による同社解散のため。
アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー (通称 アリコ・ジャパン)	(昭51. 8. 1) 平 3. 7.29	平24. 5.31	昭51.8.1準社員として加入。平3.7.29社員として加入。平24.5.31メットライフアリコ(株)に契約を包括移転。
○ソニー・ブルデンシャル(株)	昭56. 4.17		昭62.9.1ソニー・ブルコ(株)に改称、平3.4.1ソニー(株)に改称、現在に至る。
○アイ・エヌ・エイ(株)	昭57. 4.16		平9.1.1アイ・エヌ・エイひまわり(株)に改称、平13.1.10安田火災ひまわり(株)に改称、平14.7.1損保ジャパンひまわり(株)に改称、平23.10.1日本興亜(株)との合併に伴い、NKSJひまわり(株)に改称、平26.9.1損保ジャパン日本興亜ひまわり(株)に改称、現在に至る。
○アメリカン・ファミリー・ライフ・アシュアランス・カンパニー・オブ・コロンバス	(昭57.10. 1) 平 3. 7.29		昭57.10.1準社員として加入。平3.7.29社員として加入、平30.4.2アフラック(株)に改称、現在に至る。
コンバインド・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ (通称 コンバインド)	(昭57.10. 1)	平 2. 9. 3	昭57.10.1準社員として加入。平2.9.3オリエント・エイオン(株)に契約を包括移転。
ユナイテッド・オブ・オマハ・ライフ・インシュアランス・カンパニー (通称 オマハ)	(昭60.11.15)	平 3. 6. 1	昭60.11.15準社員として加入。平3.8.31オリックス・オマハ(株)に契約を包括移転。
ナショナル・ネーデルランデンN. V. (通称 ナショナル・ライフ)	(昭60.11.15) 平 3. 7.29	平 7. 3.31	昭61.4.18準社員として加入。平3.7.29社員として加入、平7.6.30ナショナル・ネーデルランデン(株)に契約を包括移転。
エクイタブル (株)	昭61.10.17	平21. 9.30	平4.4.1ニコス(株)に改称、平12.10.1クレディ・スイス(株)に改称、平18.4.1ウインター・スويس(株)に改称、平20.1.1アクサ・フィナンシャル(株)に改称、平21.10.1アクサ(株)への合併による同社解散のため。
○ブルデンシャル(株)	昭63. 3.18		現在に至る。
○オリエントエイオン(株)	平 2. 9. 3		平3.12.1オリコ(株)に改称、平13.7.2ピーシーエー(株)に改称、平27.5.1SBI(株)に改称、現在に至る。

第Ⅲ部

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備 考
○オリックス・オマハ(株)	(平 3. 6. 1) 平 3. 7.29		平3.6.1準社員として加入。平3.7.29社員として加入、平5.2.1オリックス(株)に改称、現在に至る。
○ナショナル・ネーデルランデン(株) (通称 ナショナル・ライフ)	平 7. 4. 1		平9.1.1アイエヌジー(株)に改称、平27.4.1エヌエヌ(株)に改称、現在に至る。
○ア ク サ (株)	(平 7. 4. 1) 平 8. 4. 1		平7.4.1準社員として加入。平8.4.1社員として加入。平12.4.1アクサニチダン(株)に改称、平13.3.31アクサ(株)に改称、現在に至る。
日本火災パートナー(株)	平 8.10. 1	平13. 4. 1	平8.10.1社員として加入、平13.4.1興亜火災まごころ(株)への合併による同社解散のため。
日 動 (株)	〃	平15. 9.30	平8.10.1社員として加入、平15.10.1東京海上あんしん(株)への合併による同社解散のため。
○東京海上あんしん(株)	〃		平8.10.1社員として加入、平15.10.1日動(株)との合併に伴い、東京海上日動あんしん(株)に改称、現在に至る。
同 和 (株)	〃	平13. 4. 1	平8.10.1社員として加入、平13.4.1日本(株)に契約を包括移転、同社解散のため。
千代田火災エビス(株)	〃	平13. 4. 1	平8.10.1社員として加入、平13.4.1大東京しあわせ(株)への合併による同社解散のため。
○チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	〃		平8.10.1社員として加入、現在に至る。
大東京しあわせ(株)	〃	平23.9.30	平8.10.1社員として加入、平13.4.1千代田火災エビス(株)との合併に伴い、あいおい(株)に改称、平23.10.1三井住友海上きらめき(株)への合併による同社解散のため。
○富 士 (株)	〃		平8.10.1社員として加入、平25.4.1AIG富士(株)に改称、平29.9.1FWD富士(株)に改称、現在に至る。
興亜火災まごころ(株)	〃	平23.9.30	平8.10.1社員として加入、平13.4.1日本火災パートナー(株)との合併に伴い、日本興亜(株)に改称、平23.10.1損保ジャパンひまわり(株)への合併による同社解散のため。
○協栄火災しんらい(株)	〃		平8.10.1社員として加入、平20.2.1フコクしんらい(株)に改称、現在に至る。
三 井 み ら い (株)	〃	平13. 9.30	平8.10.1社員として加入、平13.10.1住友海上ゆうゆう(株)への合併による同社解散のため。
スカンディア (株)	〃	平26.10.1	平8.10.1社員として加入、平16.4.2東京海上日動フィナンシャル(株)に改称、平26.10.1東京海上日動あんしん生命への合併による同社解散のため。
○住友海上ゆうゆう(株)	〃		平8.10.1社員として加入、平13.10.1三井みらい(株)との合併に伴い、三井住友海上きらめき(株)に改称、平23.10.1あいおい(株)との合併に伴い、三井住友海上あいおい(株)に改称、現在に至る。
あ お ば (株)	平 9.10. 1	平17. 2. 1	平9.10.1社員として加入、平17.2.1ブルデンシャル(株)への吸収合併による同社解散のため。
ジー・イー・キャピタル・エジソン(株)	平10. 4. 1	平23.12.31	平10.4.1社員として加入、平16.1.1AIGエジソン(株)に改称、平24.1.1ジブラルタ(株)への合併による同社解散のため。
○マニユライフ・センチュリー(株)	平11. 4. 1		平11.4.1社員として加入、平13.9.1マニユライフ(株)に改称、現在に至る。
○ディー・アイ・ワイ(株)	平11. 5.19		平11.5.19社員として加入、平14.7.1損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ(株)に改称、平26.11.25ネオファースト(株)に改称、現在に至る。
○カーディフ・ソシエテ・ヴィ	平12. 4. 1		平12.4.1社員として加入、平12.6.1カーディフ・アシュアランス・ヴィに改称、平30.4.1カーディフ(株)に改称、現在に至る。
ハートフォード(株)	平12.10. 1	平27. 6.30	平12.10.1社員として加入、平27.7.1オリックス(株)への合併による同社解散のため。
○あ ざ み (株)	平13. 3.31		平13.3.31社員として加入、平14.4.1大和(株)を吸収合併、大和(株)に改称、平21.4.30ブルデンシャル ファイナンシャル ジャパン(株)に改称、平22.4.1ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル(株)に改称、現在に至る。
○三井住友海上シティ インシュアランス(株)	平14. 9.20		平14.9.20社員として加入、平17.10.1三井住友海上メットライフ(株)に改称、平23.4.1三井住友海上プライマリー(株)に改称、現在に至る。
○第一フロンティア(株)	平19.10. 1		平19.10.1社員として加入、現在に至る。
○(株) か ん ぼ	〃		平19.10.1特別会員として加入、現在に至る。
○クレディ・アグリコル(株)	平19.11. 1		平19.11.1社員として加入、現在に至る。
○ア リ ア ン ツ (株)	平20. 4. 1		平20.4.1社員として加入、現在に至る。
○S B I ア ク サ (株)	平20. 4. 7		平20.4.7社員として加入、平22.5.12ネクスティア(株)に改称、平25.5.14アクサダイレクト(株)に改称、現在に至る。
○ライフネット (株)	平20. 5.18		平20.5.18社員として加入、現在に至る。

社員会社名	入会年月日	脱(退)会年月日	備 考
○ア イ リ オ (株)	平20. 8. 1		平20.8.1社員として加入、平25.4.1楽天(株)に改称、現在に至る。
○み ど り (株)	平20.10. 1		平20.10.1社員として加入、現在に至る。
○ソニーライフ・エイゴン(株)	平21.12. 1		平21.12.1社員として加入、現在に至る。
○メ デ ィ ケ ア (株)	平22. 4. 1		平22.4.1社員として加入、現在に至る。
○メットライフアリコ(株)	平24. 4. 2		平24.4.2社員として加入、平26.7.1メットライフ(株)に改称、現在に至る。

4. 歴代会長一覧

歴代	氏 名	就任年月日	退任年月日	会社名・役職名
初代	阿 部 泰 蔵	明41.12.21	大 6. 3.17	明治・取締役会長、専務取締役
2代	福 原 有 信	大 6. 3.17	大12. 3.17	帝国・取締役社長
3代	矢 野 恒 太	大12. 3.17	昭 2. 3.18	第一・〃
4代	弘 世 助太郎	昭 2. 3.28	昭11. 3. 9	日本・取締役社長(就任時専務)
5代	藤 田 讓	昭11. 3.12	昭12. 2. 8	明治・取締役会長
6代	成 瀬 達	昭12. 4. 2	昭21.12.31	日本・取締役社長
7代	小 林 中	昭22. 2.27	昭26. 4.24	富国・〃
8代	矢 野 一 郎	昭26. 5. 1	昭34. 6.16	第一・〃
9代	牧 野 亀治郎	昭34. 6.16	昭36. 5.19	明治・〃
10代	藤 川 博	昭36. 5.19	昭38. 5.23	朝日・〃
11代	弘 世 現	昭38. 5.23	昭40. 6.10	日本・〃
12代	春 山 定	昭40. 6.10	昭42. 6.16	朝日・取締役会長
13代	矢 田 恒 久	昭42. 6.16	昭44. 6.20	第一・取締役社長
14代	數 納 清	昭44. 6.20	昭46. 6.18	朝日・〃
15代	関 好 美	昭46. 6.18	昭48. 6. 7	明治・〃
16代	新 井 正 明	昭48. 6. 7	昭50. 6.12	住友・〃
17代	弘 世 現	昭50. 6.12	昭52. 7.15	日本・〃
18代	塚 本 亮 一	昭52. 7.15	昭54. 7.20	第一・取締役会長
19代	山 中 隆 宏	昭54. 7.20	昭56. 7.17	明治・取締役社長
20代	高 島 隆 平	昭56. 7.17	昭58. 7.15	朝日・〃
21代	千 代 賢 治	昭58. 7.15	昭59. 7.20	住友・〃
22代	西 尾 信 一	昭59. 7.20	昭60. 7.19	第一・〃
23代	川 瀬 源太郎	昭60. 7.19	昭61. 7.16	日本・〃
24代	土 田 晃 透	昭61. 7.16	昭62. 7.17	明治・〃
25代	若 原 泰 之	昭62. 7.17	昭63. 7.15	朝日・〃
26代	上 山 保 彦	昭63. 7.15	平元. 7.21	住友・〃
27代	櫻 井 孝 穎	平元. 7.21	平 2. 7.20	第一・〃
28代	伊 藤 助 成	平 2. 7.20	平 3. 7.19	日本・〃
29代	波 多 健治郎	平 3. 7.19	平 4. 7.17	明治・〃
30代	若 原 泰 之	平 4. 7.17	平 5. 7.16	朝日・〃
31代	浦 敏 臣	平 5. 7.16	平 6. 7.15	住友・〃
32代	櫻 井 孝 穎	平 6. 7.15	平 7. 7.21	第一・〃
33代	伊 藤 助 成	平 7. 7.21	平 8. 7.19	日本・〃
34代	波 多 健治郎	平 8. 7.19	平 9. 7.18	明治・〃
35代	藤 田 讓	平 9. 7.18	平10. 7.17	朝日・〃
36代	吉 田 紘 一	平10. 7.17	平11. 7.16	住友・〃
37代	森 田 富治郎	平11. 7.16	平12. 7.21	第一・〃
38代	宇 野 郁 夫	平12. 7.21	平13. 7.19	日本・〃
39代	金 子 亮太郎	平13. 7.19	平14. 7.19	明治・〃
40代	横 山 進 一	平14. 7.19	平15. 7.18	住友・〃
41代	森 田 富治郎	平15. 7.18	平16. 7.16	第一・〃
42代	宇 野 郁 夫	平16. 7.16	平17. 9.16	日本・〃
43代	横 山 進 一	平17. 9.16	平18. 7.21	住友・〃
44代	斎 藤 勝 利	平18. 7.21	平19. 7.20	第一・〃
45代	岡 本 罔 衛	平19. 7.20	平20. 7.18	日本・〃
46代	松 尾 憲 治	平20. 7.18	平21. 7.17	明治安田・〃
47代	佐 藤 義 雄	平21. 7.17	平22. 7.16	住友・〃
48代	渡 邊 光一郎	平22. 7.16	平23. 7.15	第一・〃
49代	筒 井 義 信	平23. 7.15	平24. 7.20	日本・〃
50代	松 尾 憲 治	平24. 7.20	平25. 7.19	明治安田・〃
51代	佐 藤 義 雄	平25. 7.19	平26. 7.18	住友・〃
52代	渡 邊 光一郎	平26. 7.18	平27. 7.17	第一・〃
53代	筒 井 義 信	平27. 7.17	平28. 7.15	日本・〃
54代	根 岸 秋 男	平28. 7.15	平29. 7.21	明治安田・〃
55代	橋 本 雅 博	平29. 7.21	平30. 7.20	住友・〃
56代	稲 垣 精 二	平30. 7.20		第一・〃

(注) 昭和33年度までは理事会会長、昭和34年度以後は協会会長

5. 理事・監事一覧

[理事]

氏 名	会社名	就任年月日	退任年月日	備 考
秋 山 智 史	富国	平10. 7. 2	平22. 7. 2	平12.7～平14.7副会長 平17.7～平19.7副会長 平21.7～平22.7副会長
西 村 博	三井	平13. 7.19	平21. 4. 1	平15.7～平17.7副会長 平19.7～平21.4副会長
水 盛 五 実	オリックス	平13.10.19 平17. 7.15 平20. 7.18 平25. 6.21	平16. 7.16 平19. 7.20 平23. 7. 1 平26. 1. 1	
平 野 秀 三	マスマチュアル	平15. 1.17 平16. 7.16 平19. 7.20	平15. 7.18 平18. 7.21 平20. 7.18	
片 岡 一 則	*ジー・イー・エジソン	平15. 9.19 平17. 7.15 平21. 7.17	平16. 6.10 平19. 7.20 平22. 7.16	平16.1.1付で、AIGエジソンに社名変更
山 本 秀 一	チューリップ・ライフ	平16. 2.20 平18. 7.21	平17. 7.15 平20. 7.18	
坂 内 敦	カーディフ	平16. 2.20 平18. 7.21	平17. 7.15 平20. 4. 1	
斎 藤 勝 利	第一	平16. 7.16	平22. 4. 1	平17.9～平18.7副会長 平18.7～平19.7会長 平21.7～平22.4副会長
山 口 徹	アイエヌジー	平16. 7.16	平26. 3.31	
三 森 裕	ブルデンシャル	平16. 7.22	平25. 6.28	
倉 持 治 夫	大同	平17. 7.15 平21. 7.17	平19. 7.20 平22. 4. 1	平17.7～平19.7副会長 平21.7～平22.4副会長
中 園 武 雄	大和	平17. 7.15 平19. 7.20	平18. 7.21 平20. 7.18	
西 岡 忠 夫	協会	平17. 7.15	平20. 7.18	平17.7～平20.7副会長
岡 本 関 衛	日本	平17. 9.16	平23. 4. 1	平18.7～平19.7副会長 平19.7～平20.7会長 平22.7～平23.4副会長
砂 川 和 彦	ハートフォード	平18. 4.21	平20.10.31	
於久田 太 郎	ソニー	平18. 7.21	平23. 6.29	
松 尾 憲 治	明治安田	平18. 7.21	平25. 7.19	平19.7～平20.7副会長 平20.7～平21.7会長 平23.7～平24.7副会長 平24.7～平25.7会長
ジュリアン・リップマン	ビーシーエー	平18. 7.21	平20. 7.18	
大 石 勝 郎	太陽	平19. 7.20	平21. 7.17	
友 野 紀 夫	エイアイジー・スター	平19. 7.20	平21. 7.17	
外 池 徹	アメリカンファミリー	平19. 7.20	平27. 1.1	
内 田 進	三井住友海上きらめき	平19. 7.20	平20. 3.31	
佐 藤 義 雄	住友	平19. 7.20	平26. 7.18	平20.7～平21.7副会長 平21.7～平22.7会長 平24.7～平25.7副会長 平25.7～平26.7会長
窪 野 鎮 治	協会	平19. 7.20	平28. 7.15	平19.7～平28.7副会長
棚 瀬 裕 明	協会	平19. 7.20	平27. 7.17	
佐々木 静	*三井住友海上きらめき	平20. 4. 1	平26. 4. 1	平23.10.1付で、三井住友海上あいおいに社名変更

(注) 平成20年7月18日時点での就任者およびそれ以降の就任者、就任順に掲載
退任年月日の空欄は現職者
会社名の「*」は当時の会社名

第Ⅲ部

氏 名	会社名	就任年月日	退任年月日	備 考
久 米 保 則	カーディフ	平20. 4.18 平27. 7.17	平20. 7.18	
佐 藤 美 樹	朝日	平20. 7.18	平27. 7.17	平20.7～平21.7副会長 平23.7～平25.7副会長
岩 下 智 親	東京海上日動あんしん	平20. 7.18	平22. 6.24	
松 崎 敏 夫	*損保ジャパンひまわり	平20. 7.18	平25. 4. 1	平23.10.1付で、NKSJひまわりに社名変更
クレイグ・ブロムリー	マニユライフ	平20. 7.18	平24. 9. 1	
高 橋 和 之	*アリコジャパン	平20. 7.18 平23. 7.15	平21. 7.17 平25. 6.30	平26.7.1付で、メットライフアリコに社名変更
マーク・ピアソン	アクサ	平20. 7.18	平23. 2.10	
小 泉 宇 幸	協会	平20. 7.18	平23. 7.15	平20.7～平23.7副会長
坂 井 篤	ハートフォード	平20.11.21 平22. 8. 1	平21. 7. 1 平23. 7.21	
山 本 幸 央	三井	平21. 4. 1	平25. 6.25	平21.4～平21.7副会長 平23.7～平25.6副会長
ビクター・チャング	ハートフォード	平21. 7.17	平22. 8. 1	
溝 口 賢 典	マスマニユチュアル	平21. 7.17	平25.12. 1	
渡 邊 光一郎	第一	平22. 4. 1	平29. 4. 1	平22.4～平22.7副会長 平22.7～平23.7会長 平25.7～平26.7副会長 平26.7～平27.7会長
喜 田 哲 弘	大同	平22. 4. 1	平23. 7.15	平22.4～平23.7副会長
北 沢 利 文	東京海上日動あんしん	平22. 7.16	平26. 3.31	
米 山 好 映	富国	平22. 7.16		平22.7～平23.7副会長 平25.7～平27.7副会長 平29.7～平30.7副会長
北 川 哲 雄	富士	平22. 7.16	平23. 4. 1	
ジャン＝ルイ・ローラン・ジョシ	アクサ	平23. 2.18	平26. 3.31	
筒 井 義 信	日本	平23. 4. 1	平30. 4. 1	平23.4～平23.7副会長 平23.7～平24.7会長 平26.7～平27.7副会長 平27.7～平28.7会長
水 野 千 秋	富士	平23. 4. 1	平23. 7.15	
田 中 勝 英	太陽	平23. 7.15	平27. 7.17	平25.7～平27.7副会長
井 原 勝 美	ソニー	平23. 7.15	平27. 3.31	
大 藤 俊 行	オリックス	平23. 7.15	平25. 5. 1	
徳 物 文 雄	協会	平23. 7.15	平26. 7.18	平23.7～平26.7副会長
エイダン・キドニー	ハートフォード	平23. 9.16	平24. 5. 1	
ジェニファー・スパークス	ハートフォード	平24. 7.20	平26. 7. 1	
森 田 均	マニユライフ	平24. 9.21	平30. 4. 1	
熊野御堂 厚	*NKSJひまわり	平25. 4. 1	平27. 3.31	平26.9.1付で、損保ジャパン日本興亜ひまわりに社名変更
有 末 真 哉	三井	平25. 6.25	平27.12.29	平25.6～平25.7副会長 平27.7～平27.12副会長
一 谷 昇一郎	ブルデンシャル	平25. 6.28	平30. 4. 1	
根 岸 秋 男	明治安田	平25. 7.19		平27.7～平28.7副会長 平28.7～平29.7会長
サシン・N・シャー	*メットライフアリコ	平25. 7.19 平29. 9.15	平27. 5. 1 平30. 2.13	平26.7.1付で、メットライフに社名変更
井 本 満	マスマニユチュアル	平25.12. 1	平30. 5.31	
片 岡 一 則	オリックス	平26. 2.21		
広 瀬 伸 一	東京海上日動あんしん	平26. 4. 1	平29. 3.31	
幸 本 智 彦	アクサ	平26. 4. 1		

氏 名	会社名	就任年月日	退任年月日	備 考
市 原 等	三井住友海上あいおい	平26. 4. 1	平28. 3.31	
島 田 教 光	*アイエスジー	平26. 4.15		平27.4.1付で、エヌエヌに社名変更
米 田 光 生	楽天	平26. 7.18	平27. 6.24	
橋 本 雅 博	住友	平26. 7.18		平28.7 ～平29.7副会長 平29.7 ～平30.7会長
若 狭 一 郎	協会	平26. 7.18	平29. 7.21	平26.7 ～平29.7副会長
山 内 裕 司	アメリカンファミリー	平27. 1. 1	平29. 7. 1	
萩 本 友 男	ソニー	平27. 4. 1		
高 橋 薫	損保ジャパン 日本興亜ひまわり	平27. 4. 1	平30. 4. 1	
平 野 英 治	メットライフ	平27. 5.29	平29. 9.15	
高 澤 廣 志	楽天	平27. 6.30	平27. 7.17	
工 藤 稔	大同	平27. 7.17	平29. 7.21	平28.7 ～平29.7副会長
友 野 紀 夫	*AIG富士	平27. 7.17		平29.9.1付で、FWD富士に社名変更
森 和 茂	協会	平27. 7.17		
西 野 彰	ソニーライフ・エイゴン	平28. 1.15	平30. 7.31	
丹 保 人 重	三井住友海上あいおい	平28. 4. 1		
佐々木 豊 成	協会	平28. 7.15		平28.7 ～副会長
中 里 克 己	東京海上日動あんしん	平29. 4. 1		
稲 垣 精 二	第一	平29. 4. 1		平29.7 ～平30.7副会長 平30.7 ～会長
古 出 眞 敏	*アメリカンファミリー	平29. 7. 1		平30.4.2付で、アフラックに社名変更
木 村 博 紀	朝日	平29. 7.21		平30.7 ～副会長
小 林 研 一	協会	平29. 7.21		平29.7 ～副会長
山 口 浩一郎	メットライフ	平30. 2.14		
清 水 博	日本	平30. 4. 1		平30.7 ～副会長
大 場 康 弘	損保ジャパン 日本興亜ひまわり	平30. 4. 1		
濱 田 元 房	ブルデンシャル	平30. 4. 1		
吉 住 公一郎	マニユライフ	平30. 4.13		
ジャン・ポール・ベルトラン	クレディ・アグリコル	平30. 6.25		
加 藤 広 亮	ソニーライフ・エイゴン	平30. 8. 1		

[監事]

氏 名	会社名	就任年月日	退任年月日	備 考
平 野 秀 三	アクサ マスマチュアル	平11. 7.16 平15. 7.18 平18. 7.21 平20. 7.18	平11. 9. 1 平16. 7.16 平19. 7.20 平21. 7.17	
大 武 和 夫	弁護士	平19. 7.20		
クレイグ・プロムリー	マニユライフ	平19.12.29	平20. 7.18	
篠 崎 義 明	日本興亜	平20. 7.18	平21. 7.17	
窪 田 泰 彦	あいおい	平20. 7.18	平22. 4. 1	
橋 本 和 生	日本興亜	平21. 7.17	平22. 4. 1	
三 木 栄 一	富士	平21. 7.17	平22. 4. 1	
加 藤 隆	ビーシーエー	平22. 4. 1	平23. 7.15	
久 米 保 則	カーディフ	平22. 4. 1	平27. 7.17	
長 野 俊 幸	チューリッヒ	平22. 4. 1	平23. 7.15	
三 宅 伊智朗	アリアンツ	平23. 7.15	平23. 9. 1	
水 野 千 秋	富士	平23. 7.15	平25. 2. 1	
オラフ・クリーゾ	アリアンツ	平23. 9.16	平25. 3. 1	
友 野 紀 夫	*富士	平25. 2.15	平27. 7.17	平25.4.1付で、AIG富士に社名変更
津 田 登	アリアンツ	平25. 3.15	平27. 7.17	
岩 瀬 大 輔	ライフネット	平27. 7.17	平30. 6.24	
佐 藤 美 樹	朝日	平27. 7.17	平29. 4. 1	
高 澤 廣 志	楽天	平27. 7.17	平28. 7.15	
橋 谷 有 造	楽天	平28. 7.15	平30. 6.25	
木 村 博 紀	朝日	平29. 4. 1	平29. 7.21	
工 藤 稔	大同	平29. 7.21		
森 亮 介	ライフネット	平30. 6.25		
新 開 保 彦	楽天	平30. 6.25		

6. 定款および主要規則の変遷

《定款》

平成19年7月20日決議 平成19年9月6日認可

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、社団法人生命保険協会（英文名「The Life Insurance Association of Japan」）（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生命保険に関する理論及び実務の調査及び研究
- (2) 生命保険に関する広報活動
- (3) 生命保険に関する意見の表明
- (4) その他本会の目的を達成するため必要と認めた事項

(事務所)

第4条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 社員

(社員の資格)

第5条 本会の社員となることができる者は、保険業法に定められている生命保険会社、又は外国生命保険会社等（以下「会社」という。）とする。ただし、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）が置かれている会社を除くものとする。

(特別会員)

第5条の2 前条ただし書の規定にかかわらず、本会は、本会の目的に照らし、理事会が適当であると認める場合、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定が置かれている会社を、特別会員とすることができる。

- ② 前項に定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他の必要な事項については、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。

(入会の方法)

第6条 本会に加入しようとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得ることを要する。

(代表者及び代理者)

第7条 社員は、代表者1名及び代理者2名を定め、あらかじめこれを本会に通知することを要する。

- ② 前項の代表者は、社員たる会社の代表取締役、代表執行役又は日本における代表者とし、代理者は、その会社の取締役、執行役又はこれに準ずる者に限る。

(入会金)

第8条 社員は、入会に際して入会金として、理事会で定めた金額を一時に払込むことを要する。

(会費)

第9条 社員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会において定めた金額を、会費として払込むことを要する。

(定款等遵守義務)

第10条 社員は、本会の定款、規則その他の決議事項を遵守することを要する。

(脱退及び除名等)

第11条 社員は、いつでも、本会を脱退することができる。

- ② 社員たる会社が解散したとき、日本における生命保険業を廃止したとき及び生命保険業の免許を取り消されたときは、本会を脱退したものとする。
- ③ 社員が、前条の規定に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけ若しくは本会の目的に反する行為をしたときは、本会は、社員総会の議を経て、その社員を戒告に処し又は除名することができる。
- ④ 社員が本会を脱退し、又は除名されたときは、本会は、既に払込まれた金額を返還しない。

第3章 役員

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 22名以上29名以内
- (2) 監事 4名以内

(役員を選任)

第13条 理事は、第7条に規定する代表者のうちから24名以内及び社員たる会社以外の者（特別会員を除く。）から5名以内を社員総会において選任する。

- ② 監事は、第7条に規定する代表者及び社員たる会社以外の者（特別会員を除く。）のうちから、社員総会において選任する。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事)

第14条 本会に会長1名を置く。

- ② 本会に副会長6名以内並びに専務理事及び常務理事3名以内を置くことができる。
- ③ 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において互選する。

(役員の職務権限)

第15条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理し、社員総会及び理事会を招集してその議長となる。

- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- ③ 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を運営し掌理する。
- ④ 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を処理する。
- ⑤ 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
- ⑥ 監事は、本会の会計及び業務の状況を監査してこれを社員総会に報告する。
- ⑦ 監事は、社員総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第16条 役員任期は就任後第1回目の通常社員総会終了の時までとする。但し、重任を妨げない。

- ② 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の退任)

第17条 役員が、社員たる会社の代表者としての地位を退いたときは、役員の資格を失う。

(報酬)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、社員たる会社の代表者以外の者から選任された役員については、社員総会の議決を経て、報酬を支給することができる。

第4章 社員総会

(招集)

第19条 本会の通常総会は、毎年会計年度終了後4か月以内に会長が招集する。

- ② 理事会が必要と認めたとき、又は総社員の3分の1以上から会議の目的事項を示した文書による請求があったときは、会長は臨時総会を招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日の5日前までに会議の目的事項を示して通知することを要する。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができる。

(権能)

第20条 社員総会は、この定款に別に定めた事項のほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び予算案並びに事業報告及び決算案
- (3) 前2号のほか理事会で必要と認めた事項

(議決の方法)

第21条 社員総会の議決は、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。但し、第11条第3項に規定する社員の除名、第20条第1号に規定する定款の変更及び第35条に規定する本会の解散については、総社員の4分の3以上の同意を要する。

(表決権)

第22条 社員は、社員総会において、各1個の表決権を有する。

- ② 社員は、第7条に規定する代理者又は他の社員に限り表決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第23条 総会の議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載するとともに、速やかに社員に通知するものとする。

第5章 理事会

(招集)

第24条 理事会は、会長が毎月1回招集する。但し、会長が必要ないと認めたときは開催しないことがある。

- ② 前項にかかわらず、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から議題及び理由を付して請求があったときは、会長は臨時に理事会を招集する。
- ③ 理事会招集の通知は、各理事に対し会日の5日前までに発するものとする。但し、緊急の場合にはその期間を短縮することができる。
- ④ 会長は、緊急を要するときなど必要と認めた場合、理事会の招集を行わず、書面をもって理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。

(権能)

第25条 理事会は、この定款に別に定めた事項のほか社員総会に付議すべき事項等本会の業務運営に関する重要事項につい

て議決を行う。

(議決の方法)

第26条 理事会の議決は、理事の過半数が出席してその過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(表決権)

第27条 理事は、理事会において、各1個の表決権を有する。

- ② 理事は、理事会の議決について特別の利害関係を有する場合は、表決権を有しない。

(会長の報告義務)

第28条 会長は、執行した日常業務に関し、必要と認めた事項を理事会に報告しなければならない。

- ② 会長は、緊急を要するときは、第25条の案件を臨機執行することができる。但し、次の理事会に報告し、その追認を受けなければならない。

(議事録)

第29条 理事会の議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載するとともに速やかに社員に通知するものとする。

第6章 委員会

(委員会の設置)

第30条 本会は、必要に応じ委員会を置く。

- ② 委員会の設置、構成、運営等に関し必要な事項は、会長が理事会の議を経て別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、理事会の議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもってこれを支弁する。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 解散

(解散)

第35条 本会は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

(財産の処分)

第36条 本会が解散したときは、本会の財産処分は社員総会でこれを定める。

平成25年7月19日決議 平成26年4月1日発効

- 1 「わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与すること」を本会の目的として明確化した。(第3条)
- 2 公益目的支出計画の実施事業を定款に位置付ける必要から、現

行の事業内容（事業計画書における事業）を踏まえ事業に関する規定を見直した。（第4条）

- 3 入会金の金額を理事会の決議事項から社員総会の決議事項とした。（第8条）
- 4 社員への懲戒処分として、戒告および除名に加え、「社員資格の全部又は一部の停止」を新設した。（第11条）
- 5 社員の法定退社事由の規定（一般法人法第29条）にあわせ、「総社員の同意」を資格喪失事由に追加した。（第12条）
- 6 社員の退会、除名、資格喪失時の会費等の返還に関する規定を明確化した。（第13条）
- 7 社員総会における決議事項を明確化した。（第15条）
- 8 社員総会を定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催することを明確化した。（第16条）
- 9 社員による総会招集請求権を、総社員の議決権の5分の1以上を有する社員とすることを明確化した。（第17条）
- 10 社員総会における社員の書面又は電磁的方法による議決権行使を認める場合の招集通知の発信時期（会日の2週間前まで）を新設した。（第17条）
- 11 社員総会における特別決議事項を明確化した。（第20条）
- 12 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」等に基づき議事録を作成する旨を規定した。（第21条）
- 13 代表理事（会長、副会長から3名以内）および業務執行理事（専務理事、常務理事及び代表理事以外の理事のうち社員たる会社の代表者以外の者（特別会員の代表者を除く））に関する規定を新設した。（第24条、第26条）
- 14 理事の職務内容を整理するとともに代表理事及び業務執行理事について、自己の職務の執行状況を理事会に報告する規定を新設した。（第24条、第26条）
- 15 監事の任期を「1年」から「2年」に変更した。（第28条）
- 16 役員について社員総会の決議によって解任できる旨の規定を新設した。（第30条）
- 17 法に役員の損害賠償責任が明確化されたこと（法第111条第1項）に伴い、理事・監事の責任の免除・限定等に関する規定を新設した。（第32条）
- 18 理事会の権限を明確化した。（第34条）
- 19 理事による理事会招集請求について、要件を3分の1以上の理事から、理事1名に変更した。（第35条）
- 20 理事会の書面による決議にかわり、新たに法の規定に基づく「みなし決議」制度を導入した。（第38条）
- 21 理事会への報告の省略に関する規定を新設した。（第39条）
- 22 施行規則等に基づき議事録を作成する旨を規定、議事録署名人として「出席した代表理事及び監事」を規定した。（第40条）
- 23 委員会の設置目的として「専門的及び実務的な検討を通じ、適切な事業運営を確保することを目的」とする旨を明確化した。（第41条）
- 24 委員会の設置および委員会規則の改廃権限が理事会であることを明確化した。（第41条）
- 25 事業計画・収支予算および事業報告・決算の作成、主たる事務所への備え置き等について規定を新設した。（第43条、第44条）
- 26 「非営利性が徹底された法人」として、「剰余金の分配を行わない」旨の規定を新設した。（第46条）
- 27 当協会が清算を行う場合の残余財産の帰属として、「非営利性が徹底された法人」として、公益認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨の規定を新設した。

（第49条）

- 28 当協会の公告の方法として、原則として、「電子公告」による旨の規定を新設した。（第50条）

平成26年2月21日決議 平成26年4月1日発効

- 1 新たに「地方協会」を章立てし、地方協会を地方組織として位置づけ、地方協会の設置、役割及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経る必要がある旨の規定を新設した。（第42条）

平成27年6月30日決議

- 1 損害賠償責任の免除又は一部免除に関する規定中の「外部理事又は外部監事」を「非業務執行理事等」に変更した。（第32条）

《現行定款》

第1章 総 則

（名称）

- 第1条 本協会は、一般社団法人生命保険協会（英文名「The Life Insurance Association of Japan」）（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

- 第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

- 第3条 本会は、わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - ① 生命保険事業に関する情報提供及び理解促進に関する事業
 - ② 生命保険に関する相談、苦情対応及び紛争解決に関する事業
 - ③ 生命保険事業の適切な運営を確保するための制度及び施策に関する事業
 - ④ 社員会社等の職員に対する教育及び研修に関する事業
 - ⑤ 生命保険の理論及び実務等に関する調査研究に関する事業
 - ⑥ 関係官庁、関係機関その他に対する意見の表明等に関する事業
 - ⑦ 社会的責任を遂行するための事業
 - ⑧ その他本協会の目的を達成するため必要と認めた事業
- ② 前項の各事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社 員

（本会の構成員）

- 第5条 本会は、以下の者をもって構成する。

- ① 社員
- ② 第5条の2に定める特別会員
- ③ 前項の規定で定める社員とは、保険業法に定められている生命保険会社又は外国生命保険会社等（以下、「会社」という。）であって、第6条の規定により本会の社員となったものをいう。ただし、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法

の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）が置かれている会社を除くものとする。

（特別会員）

第5条の2 前条第2項ただし書の規定にかかわらず、本会は、本会の目的に照らし、理事会が適当であると認める場合、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定が置かれている会社を、特別会員とすることができる。

- ② 前項に定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他の必要な事項については、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。

（社員の資格の取得）

第6条 本会の社員になろうとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（代表者及び代理者）

第7条 社員は、代表者1名及び代理者2名を定め、あらかじめこれを本会に通知しなければならない。

- ② 前項の代表者は、社員たる会社の代表取締役、代表執行役又は日本における代表者とし、代理者は、その会社の取締役、執行役又はこれに準ずる者に限る。

（入会金及び会費）

第8条 社員は、入会に際して入会金として、社員総会で定めた金額を一時に支払う義務を負う。

- ② 社員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会において定めた金額を、会費として支払う義務を負う。

（定款等遵守義務）

第9条 社員は、定款、規則その他の決議事項を遵守しなければならない。

（任意退会）

第10条 社員は、所定の退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名等）

第11条 社員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、その社員の社員資格の全部若しくは一部を停止し、その社員を除名し、又は戒告とすることができる。

- (1) 定款、規則その他の決議事項に違反したとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他社員資格の全部若しくは一部の停止又は除名若しくは戒告すべき正当な事由があるとき

（社員資格の喪失）

第12条 第10条の規定に基づく退会及び第11条の規定に基づく除名のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、本会の社員資格を喪失する。

- (1) 日本における生命保険業を廃止したとき
- (2) 生命保険業の免許を取り消されたとき
- (3) 総社員（退社しようとする社員を除く。）が同意したとき
- (4) 解散したとき

（会費等の取扱い）

第13条 社員が、第10条の規定により退会したとき、第11条の規定により除名されたとき、又は第12条の規定により社員資格を喪失したときは、本会は、既に払込まれた入会金を返還しない。

- ② 社員が、第10条の規定により退会したとき又は第12条の

規定により社員資格を喪失したときは、会費及びその他当会に支払われた金額のうち、退会した日又は社員資格を喪失した日の属する月の翌月以降の期間に相当する金額を返還する。

- ③ 社員が、退会した日、除名された日、又は社員資格を喪失した日において、当会に支払っていない入会金、会費又はその他当会に支払うべき金額があるときは、その者は、速やかに、その金額を当会に支払わなければならない。

第4章 社員総会

（構成）

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第15条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 社員資格の停止、除名又は戒告
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額及び支給の基準
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 事業報告書並びに貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他、社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項
- (9) 前各号のほか、理事会において社員総会に付議することを決議した事項

（開催）

第16条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として、必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- ② 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- ③ 社員総会を招集するには、開催日の1週間前までに会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、開催日の2週間前までに前項で定める通知を発しなければならない。

（議長）

第18条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

（議決権）

第19条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

- ② 社員は、第7条に規定する代理者又は他の社員に限り議決権の行使を委任することができる。

（決議）

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数を

もって行う。

- (1) 社員資格の停止又は除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、速やかに社員に通知するものとする。

- ② 議長及び社員総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事22名以上29名以内
- (2) 監事4名以内

(会長、副会長、専務理事及び常務理事)

第23条 本会に会長1名を置く。

- ② 本会に副会長6名以内並びに専務理事及び常務理事3名以内を置くことができる。

(代表理事及び業務執行理事)

第24条 会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第91条第1項第1号の代表理事とする。

- ② 副会長のうち3名以内を一般法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。
- ③ 専務理事、常務理事及びその他、代表理事以外の理事のうち、社員たる会社の代表者以外の者（特別会員の代表者を除く。）を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事は、第7条に規定する代表者のうちから24名以内及び社員たる会社の代表者以外の者（特別会員を除く。）から5名以内を社員総会の決議によって選任する。

- ② 監事は、第7条に規定する代表者及び社員たる会社の代表者以外の者（特別会員を除く。）から、社員総会の決議によって選任する。
- ③ 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。副会長の中から一般法人法上の代表理事を選定する場合及び業務執行理事を選定する場合も理事会の決議による。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 会長は、法令及び定款で定めるところにより、本会を代表し、職務を執行する。
- ③ 副会長は、会長を補佐する。
- ④ 専務理事は、会長、副会長を補佐して本会の業務を運営し業務を執行する。
- ⑤ 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を執行する。
- ⑥ 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の遂行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の後、7月に開催される臨時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- ② 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の後、7月に開催される臨時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の退任)

第29条 役員が、社員たる会社の代表者としての地位を退いたときは、役員の資格を失う。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、社員たる会社の代表者以外の者から選任された理事及び社員たる会社の代表者以外の者から選任された監事については、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除又は一部免除)

第32条 本会は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の規定で定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- ② 本会は、法令で定める非業務執行理事等との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、代表理事となる副会長、専務理事及び常務理事の選定並びに解職
- (4) 事務局を統括する事務局長の選任及び解職

(5) その他この定款で定める職務

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

② 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が、理事会を招集する。

③ 前2項の規定にかかわらず、理事から理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったときは、会長は理事会を招集する。

④ 理事会招集の通知は、各理事及び各監事に対して開催日の5日前までに発するものとする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第37条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(議決の方法)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

② 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除くすべての理事が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、すべての理事及び監事に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

② 前項の規定は、第26条第6項の規定で定める報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、速やかに社員に通知するものとする。

② 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会の設置)

第41条 本会は、専門的及び実務的な検討を通じ、適切な事業運営を確保することを目的として、理事会の決議により、必要に応じ委員会を置く。

② 委員会の設置、任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 地方協会

(地方協会の設置)

第42条 本会は、各地方における事業を円滑に実施するため、理事会の決議により、必要に応じ、地方組織として地方協会を置く。

② 地方協会の設置、役割及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

② 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

② 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

③ 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(資産の管理)

第46条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(剰余金の分配)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第51条 当会の公告は、電子公告により、行う。

② 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑則

(委任)

第52条 定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、

理事会の決議により、別に定める。

附則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 当会の最初の代表理事は佐藤義雄、渡邊光一郎、窪野鎮治および徳物文雄とする。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

《特別会員規則》

平成19年7月20日制定 平成19年7月20日施行

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本規則は、生命保険協会定款第5条の2で定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他必要な事項について定める。

第2章 特別会員の入会手続

(入会の方法)

- 第2条 本会に特別会員として加入しようとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得ることを要する。

(代表者及び代理者)

- 第3条 特別会員は、代表者1名及び代理者2名を定め、あらかじめこれを本会に通知することを要する。
- ② 前項の代表者は、特別会員たる会社の代表取締役又は代表執行役とし、代理者は、その会社の取締役、執行役又はこれに準ずる者に限る。

(入会金)

- 第4条 本会に特別会員として加入の承認を受けた者は、入会承認後1か月以内に入会金として3000万円を一時に払込むことを要する。

第3章 特別会員の権利及び義務

(特別会員の権利)

- 第5条 特別会員は、本規則第4章で定める委員会等への参加のほか、次の各号に定める権利を有する。
- 生命保険協会定款第4章で定める社員総会に出席し、意見を述べる
 - 本会の各種統計及び資料等諸情報並びに生命保険協会定款第23条及び第29条で定める社員総会及び理事会の議事録の提供を受ける
 - 本会の諸行事に参加し又は本会の諸制度を利用すること

(会費)

- 第6条 特別会員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会

において定めた金額を、会費として払込むことを要する。

- ② 会費の負担金額及び分担方法等については、生命保険協会会費分担規則（以下、「会費分担規則」という）を準用する。ただし、会費分担規則中「社員」とあるのは「特別会員」と読み替える。

(特別会員の会費分担の特則)

- 第7条 特別会員については、会費分担規則第2条第1項の規定で定める均等分担して出金する額に対する負担割合は社員の2分の1とする。

- ② 特別会員については、会費分担規則第2条第2項の規定で定める保有契約高、総資産及び収入保険料は、当該特別会員の前年度末保有契約高、総資産及び収入保険料に2分の1を乗じた額とする。

- ③ 前項及び会費分担規則第2条第3項の規定にかかわらず、特別会員の保有契約高のうち、団体定期保険契約、団体信用生命保険契約及び再保険契約の保有契約高は、当該特別会員の前年度末保有契約高に10分の1を乗じた額とする。

- ④ 特別会員については、会費分担規則第2条第4項の規定を適用しない。

(定款等遵守・協力義務等)

- 第8条 特別会員は、本会の定款及び本規則その他の決議事項を遵守することを要する。ただし、理事会又は所管委員会等が特に認めた事項については、この限りではない。

- ② 特別会員は、前項のほか、社員の例に準じ、本会事業の円滑な遂行につき協力することを要する。

- ③ 特別会員は、第5条第2号で定める各種統計及び資料等の作成に必要な資料を本会に提示することを要する。

第4章 委員会等への参加

(委員会等への出席)

- 第9条 特別会員は、その役職員の中から1名をオブザーバーに任命し、委員会規則で定める委員会、特別委員会及び部会（以下、「委員会等」という。）に出席させることができる。

- ② オブザーバーは、委員会等に出席し、意見を述べるることができる。

(オブザーバーの任期)

- 第10条 オブザーバーの任期は毎年の通常社員総会日から1年とする。

- ② オブザーバーが任期の途中において、その職を辞任し又はその資格を失ったときは特別会員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。

(オブザーバーの義務)

- 第11条 オブザーバーは、委員会等活動に協力することを要する。

- ② オブザーバーが正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長又は部会長（以下、「委員長等」という。）は、委員会等の議を経て、そのオブザーバーの委員会等への出席又は委員会等関係資料の提供を制限することができる。

- ③ オブザーバー又はオブザーバーの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(書面等による委員会)

- 第12条 委員長等が、委員会等の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会等の決議に代えようとするときは、オブザーバーは、委員長等に対して意見を述べるることができる。ただし、オブザー

バーの意見は委員会等の決議を拘束するものではない。

(代理人の出席)

第13条 オブザーバーはあらかじめ委員長等の承認を得て委員会等にオブザーバーの代理人を出席させることができる。

(プロジェクトチーム)

第14条 委員会・特別委員会の委員長は、特別会員の職員等を委員会規則第5章で定めるプロジェクトチーム（以下、「PT」という。）のオブザーバーに任命することができる。

- ② PTのオブザーバーについては、第9条第2項及び第11条から第13条までの規定を準用する。

第5章 脱退及び除名

(脱退及び除名等)

第15条 特別会員は、いつでも、本会を脱退することができる。

- ② 特別会員たる会社が解散したとき、日本における生命保険業を廃止したとき及び生命保険業の免許を取り消されたときは、本会を脱退したものとす。
- ③ 特別会員が、第8条の規定に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけ若しくは本会の目的に反する行為をしたときは、本会は、社員総会の議を経て、その特別会員を戒告に処し又は除名することができる。
- ④ 特別会員が本会を脱会し、又は除名されたときは、本会は、既に払い込まれた金額を返還しない。

(社員としての入会)

第16条 特別会員が、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）による特別な措置の適用を受けなくなったときは、特別会員としての資格を失う。

- ② 前項の場合において、特別会員であった会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得たうえで、本会に社員として入会することができる。
- ③ 第4条の規定で定める入会金を払込んだ特別会員が、前項の規定により、本会に社員としての加入の承認を得た場合には、改めて入会金の払込みを要しないものとする。

第6章 改 廃

(規則の改廃)

第17条 本規則の改廃は、定款第4章で定める社員総会の議決によるものとする。

附 則（平成19年7月20日）

- 1 この規定は、平成19年7月20日から施行する。

平成25年7月19日決議 平成26年4月1日施行

- 1 定款改正に伴い、所要の見直しを行った。

平成26年2月21日決議 平成26年4月1日施行

- 1 会費分担規則改正に伴い、所要の見直しを行った。

《現行特別会員規則》

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規則は、生命保険協会定款第5条の2で定める特別会員の入会手続、権利及び義務その他必要な事項について定める。

第2章 特別会員の入会手続

(特別会員の資格の取得)

第2条 本会の特別会員になろうとする会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(代表者及び代理者)

第3条 特別会員は、代表者1名及び代理者2名を定め、あらかじめこれを本会に通知しなければならない。

- ② 前項の代表者は、特別会員たる会社の代表取締役又は代表執行役とし、代理者は、その会社の取締役、執行役又はこれに準ずる者に限る。

(入会金)

第4条 本会に特別会員として加入の承認を受けた者は、入会承認後1か月以内に入会金として3000万円を一時に支払う義務を負う。

第3章 特別会員の権利及び義務

(特別会員の権利)

第5条 特別会員は、本規則第4章で定める委員会等への参加のほか、次の各号に定める権利を有する。

- (1) 生命保険協会定款第4章で定める社員総会に出席し、意見を述べること
- (2) 本会の各種統計及び資料等諸情報並びに生命保険協会定款第21条及び第40条で定める社員総会及び理事会の議事録の提供を受けること
- (3) 本会の諸行事に参加し又は本会の諸制度を利用すること

(会費)

第6条 特別会員は、本会の経費にあてるため、毎年、社員総会において定めた金額を、会費として支払う義務を負う。

- ② 会費の負担金額及び分担方法等については、生命保険協会会費分担規則（以下、「会費分担規則」という）を準用する。ただし、会費分担規則中「社員」とあるのは「特別会員」と読み替える。

(特別会員の会費分担の特則)

第7条 特別会員については、会費分担規則第3条第1項の規定で定める均等分担して出金する額に対する負担割合は社員の2分の1とする。

- ② 特別会員については、会費分担規則第3条第2項の規定で定める保有契約高、総資産及び収入保険料は、当該特別会員の前年度末保有契約高、前年度末総資産及び前年度の収入保険料に2分の1を乗じた額とする。
- ③ 前項及び会費分担規則第3条第3項の規定にかかわらず、特別会員の保有契約高のうち、団体定期保険契約（総合福祉団体定期保険契約を含む）、団体信用生命保険契約（消費者信用団体生命保険契約を含む）及び再保険契約（受再保険）の保有契約高は、当該特別会員の前年度末保有契約高に10分の1を乗じた額とする。
- ④ 特別会員については、会費分担規則第3条第4項の規定を

適用しない。

(定款等遵守・協力義務等)

第8条 特別会員は、本会の定款及び本規則その他の決議事項を遵守することを要する。ただし、理事会又は所管委員会等が特に認めた事項については、この限りではない。

- ② 特別会員は、前項のほか、社員の例に準じ、本会事業の円滑な遂行につき協力する義務を負う。
- ③ 特別会員は、第5条第2号で定める各種統計及び資料等の作成に必要な資料を本会に提示する義務を負う。

第4章 委員会等への参加

(委員会等への出席)

第9条 特別会員は、その役職員の中から1名をオブザーバーに任命し、委員会規則で定める委員会、特別委員会及び部会（以下、「委員会等」という。）に出席させることができる。

- ② オブザーバーは、委員会等に出席し、意見を述べることができる。

(オブザーバーの任期)

第10条 オブザーバーの任期は毎年7月に役員を改選する臨時社員総会日から1年とする。

- ② オブザーバーが任期の途中において、その職を辞任し又はその資格を失ったときは特別会員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。

(オブザーバーの義務)

第11条 オブザーバーは、委員会等活動に協力する義務を負う。

- ② オブザーバーが正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長又は部長（以下、「委員長等」という。）は、委員会等の決議を経て、そのオブザーバーの委員会等への出席又は委員会等関係資料の提供を制限することができる。
- ③ オブザーバー又はオブザーバーの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(書面等による委員会)

第12条 委員長等が、委員会等の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会等の決議に代えようとするときは、オブザーバーは、委員長等に対して意見を述べるができる。ただし、オブザーバーの意見は委員会等の決議を拘束するものではない。

(代理人の出席)

第13条 オブザーバーはあらかじめ委員長等の承認を得て委員会等にオブザーバーの代理人を出席させることができる。

(プロジェクトチーム)

第14条 委員会・特別委員会の委員長及び部会の部長は、特別会員の職員等を委員会規則第5章で定めるプロジェクトチーム（以下、「PT」という。）のオブザーバーに任命することができる。

- ② PTのオブザーバーについては、第9条第2項及び第11条から第13条までの規定を準用する。

第5章 脱退及び除名

(任意退会)

第15条 特別会員は、所定の退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名等)

第16条 特別会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、その特別会員の特別会員資格の全部若しくは一部を停止し、その特別会員を除名し、又は戒告とすることができる。

- (1) 定款、規則その他の決議事項に違反したとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他特別会員資格の全部若しくは一部の停止又は除名若しくは戒告すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第17条 第15条の規定に基づく退会及び第16条の規定に基づく除名のほか、特別会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、本会の特別会員資格を喪失する。

- (1) 日本における生命保険業を廃止したとき
- (2) 生命保険業の免許を取り消されたとき
- (3) 総社員が同意したとき
- (4) 解散したとき

(会費等の取扱い)

第18条 特別会員が、第15条の規定により退会したとき、第16条の規定により除名されたとき、第17条の規定により特別会員資格を失ったとき、又は第19条の規定により本会に社員として入会したときは、本会は、既に払込まれた入会金を返還しない。

- ② 特別会員が、第15条の規定により退会したとき又は第17条の規定により特別会員資格を失ったときは、会費及びその他当会に支払われた金額のうち、退会した日又は特別会員資格を失った日の属する月の翌月以降の期間に相当する金額を返還する。
- ③ 特別会員が、退会した日、除名された日、又は特別会員資格を失った日において、当会に支払っていない入会金、会費及びその他当会に支払うべき金額があるときは、その者は、速やかにその金額を当会に支払わなければならない。

(社員としての入会)

第19条 特別会員が、保険業法以外の法律（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律を除く。）により、保険業法の特例に関する規定（生命保険業免許の付与の特例に関する規定を除く。）による特別な措置の適用を受けなくなったときは、特別会員としての資格を失う。

- ② 前項の場合において、特別会員であった会社は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得たうえで、本会に社員として入会することができる。
- ③ 第4条の規定で定める入会金を払込んだ特別会員が、前項の規定により、本会に社員としての加入の承認を得た場合には、改めて入会金の払込みを要しないものとする。

第6章 改 廃

(規則の改廃)

第20条 本規則の改廃は、定款第4章で定める社員総会の決議によるものとする。

附 則（平成26年2月21日）

- 1 この規定は、平成26年4月1日から施行する。

《委員会規則》

平成19年6月15日決議 平成19年6月15日施行

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、定款第30条の規定に基づき、委員会・特別委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(特別会員の取扱い)

第1条の2 委員会・特別委員会(部会・プロジェクトチームを含む。)における特別会員の取扱いについては、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。

(議事細則)

第2条 委員会・特別委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第2章 委員会

(設置・改廃)

第3条 本会に理事会の諮問に応ずる目的をもって所管事項別に委員会を置く。委員会の改廃は、理事会の議決により決定する。

② 委員会は、その所管事項に関し理事会に意見を具申することができる。

(種類)

第4条 委員会は、その所管事項に従って一般委員会、業務委員会、財務委員会、企業保険委員会、情報システム委員会、経理委員会及び契約サービス委員会に分類する。

(所管事項)

第5条 委員会の所管事項は次のとおりとする。

一般委員会	生命保険業の基本的施策、広報活動及び寄付金等に関する事項
業務委員会	営業部門の諸施策に関する事項
財務委員会	資産運用関係の諸施策に関する事項
企業保険委員会	企業保険に関する事項
情報システム委員会	業界共通のシステム全般に関する事項
経理委員会	経理面の調査・研究に関する事項
契約サービス委員会	契約・収納保全・支払、保険医学の調査及び諸施策に関する事項

(委員)

第6条 委員は、社員において各1名とし、その役職員の中からこれを選任することができる。ただし、第9条により委員長に任命された社員は、別途1名の委員を選任することができる。

(任期)

第7条 委員の任期は毎年の通常社員総会日から1年とする。

② 委員が任期の途中において委員を辞任し又は委員の資格を失ったときは社員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。

(委員の義務)

第8条 委員は、委員会活動に協力することを要する。

② 委員が正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長は、委員会の議を経て、その委員の委員会への出席又は委員会関係資料の提供を制限することができる。

③ 委員又は委員の職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(委員長)

第9条 委員会に委員長1名を置く。

② 委員長は、委員のうちから、次期会長内定者による指名に基づき、6月の理事会で内定し、7月の理事会において同意を得たうえで、会長が委嘱する。

(委員長の職務)

第10条 委員長は会議の議長となり、理事会の諮問事項について理事会に報告し又は意見を述べる。

② 委員長に事故があったときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

(招集)

第11条 委員会は、随時、必要に応じ委員長が招集する。

(議事録)

第12条 委員長は、委員会の議事録を作成する。

(定足数)

第13条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

(議決)

第14条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

② 委員は各1個の議決権を有する。ただし、第6条に基づき委員長と委員を選任している場合は、社員の判断によりいずれか一方が議決権を有することとする。

③ 可否同数のときは、委員長が決定する。

(書面等による委員会)

第15条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

② 前条の規定は前項における議決について準用する。

(委員会相互間の協力)

第16条 委員長は、その職務遂行上必要に応じ、随時他の委員会の委員長の協力を求めることができる。

(代理人の出席)

第17条 委員はあらかじめ委員長の承認を得て委員会に委員の代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第18条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第3章 特別委員会

(設置・改廃)

第19条 本会が必要と認めるときは、理事会の議決を経て臨時に特別委員会を置くことができる。特別委員会は、任務が終了したときに解散する。

② 特別委員会は、理事会の諮問に応じ、本会の業務運営に関する重要事項について検討を行い、意見を具申する。

(委員)

第20条 第6条及び第8条の規定は、特別委員会の委員について準用する。

(委員長)

第21条 第9条及び第10条の規定は、特別委員会の委員長について準用する。

(会議の招集、定足数、議決等)

第22条 第11条から第18条の規定は、特別委員会について準用する。ただし、第11条から第18条までの規定中「委員会」とあるのは「特別委員会」と読み替える。

第4章 部会

(設置・改廃)

第23条 委員会・特別委員会は、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織として、部会を設置することができる。

- ② 部会は、専門的・実務的な事項について検討を行い、又は委員会・特別委員会の諮問に応じ検討を行い、意見を具申する。

(委員)

第24条 第6条及び第8条の規定は、部会の委員について準用する。

- ② 第7条の規定は、部会の委員の任期について準用する。

(部会長)

第25条 部会に部会長1名を置く。

- ② 部会長は、委員会・特別委員会の委員長が選任する。
③ 部会長は、会議の議長となり、委員会・特別委員会の諮問事項について、委員会・特別委員会に報告し又は意見を述べる。

(会議の招集、定足数、議決等)

第26条 第11条から第18条の規定は、部会について準用する。ただし、第11条から第18条までの規定中「委員会」とあるのは「部会」、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替える。

第5章 プロジェクトチーム

(設置・改廃)

第27条 委員会・特別委員会の委員長は、必要と認めるときは、当該委員会・特別委員会の議決を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織としてプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置することができる。PTは、任務が終了したときに解散する。

- ② PTは、委員会・特別委員会の諮問に応じ、専門的・実務的な事項について検討を行い、委員会・特別委員会に報告する。
③ PTの設置・改廃については、委員会・特別委員会の委員長から会長宛に届け出るものとする。

(委員)

第28条 委員は、必要に応じ、社員の職員等のうちから委員会・特別委員会の委員長が選任する。第8条の規定は、PTの委員について準用する。

(座長)

第29条 PTに座長1名を置く。

- ② 座長は、委員のうちから委員会・特別委員会の委員長が選任する。
③ 座長は、会議の議長となり、委員会・特別委員会の諮問事項について、委員会・特別委員会に報告し又は意見を述べる。

(会議の招集、定足数、議決等)

第30条 第11条から第15条及び第18条の規定は、PTについて準用する。この場合第11条から第15条及び第18条の規定中「委員会」とあるのは「PT」と読み替え、「委員長」とあるのは「座長」と読み替える。

第6章 改 廃

(規則の改廃)

第31条 本規則の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則（平成19年7月20日）

- 1 この変更規定は、平成19年7月20日から施行する。

平成25年6月21日決議 平成26年4月1日施行

- 1 実態を踏まえて委員会の任務を明確化した。(第4条)
2 委員会の任務の見直しにあわせて、委員長・部会長等の職務内容を改正した。(第11条)
3 委員会の書面による開催について「電子メール」の使用が一般的であるため、「書面」のほかに、「電磁的記録」を用いた開催方法を追加した。(第16条)
4 委員会の任務の見直しと平仄を揃えるため、特別委員会の任務に関する規定を新設した。(第21条)
5 委員会の任務の見直しと平仄を揃えるため、部会の任務に関する規定を新設した。(第26条)
6 実務等を踏まえ、部会傘下にもPTを設置できる規定を新設した。(第30条)

《現行委員会規則》

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、定款第41条の規定に基づき、委員会・特別委員会の設置、任務、構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(特別会員の取扱い)

第1条の2 委員会・特別委員会（部会・プロジェクトチームを含む。）における特別会員の取扱いについては、別に定める生命保険協会特別会員規則によるものとする。

(委員会細則)

第2条 委員会・特別委員会は、議事手続きその他委員会の運営に関し必要があると認めるときは、委員会・特別委員会の決議により、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第2章 委員会

(設置・改廃)

第3条 本会に、所管事項別に委員会を置く。

- ② 委員会の改廃は、理事会の決議により決定する。

(任務)

第4条 委員会は、次の各号に定める任務を遂行するものとする。
一 所管事項について、企画・立案し、必要な事項を遂行すること
二 理事会の諮問に応じ、又は意見を具申すること
三 生命保険協会事務局における業務運営等の状況について報告を受けること

(種類)

第5条 委員会はその所管事項に従って一般委員会、業務委員会、財務委員会、企業保険委員会、情報システム委員会、経理委員会及び契約サービス委員会に分類する。

第Ⅲ部

(所管事項)

第6条 委員会の所管事項は次のとおりとする。

一般委員会	生命保険業の基本的施策、広報活動及び寄付金等に関する事項
業務委員会	営業部門の諸施策に関する事項
財務委員会	資産運用関係の諸施策に関する事項
企業保険委員会	企業保険に関する事項
情報システム委員会	業界共通のシステム全般に関する事項
経理委員会	経理面の調査・研究に関する事項
契約サービス委員会	契約・収納保全・支払、保険医学の調査及び諸施策に関する事項

(委員)

第7条 委員は、社員において各1名とし、その役職員の中からこれを選任することができる。ただし、第10条により委員長に任命された社員は、別途1名の委員を選任することができる。

(任期)

第8条 委員の任期は毎年7月に役員を改選する臨時社員総会日から1年とする。

- ② 委員が任期の途中において委員を辞任し又は委員の資格を失ったときは社員はその後任を選任するものとし、その任期を前任者の残任期間とする。

(委員の義務)

第9条 委員は、委員会活動に協力することを要する。

- ② 委員が正当な理由なく前項の規定に違反したときは、委員長は、委員会の議を経て、その委員の委員会への出席又は委員会関係資料の提供を制限することができる。
- ③ 委員又は委員の職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(委員長)

第10条 委員会に委員長1名を置く。

- ② 委員長は、委員のうちから、次期会長内定者による指名に基づき、6月の理事会で内定し、7月の理事会において同意を得たうえで、会長が委嘱する。

(委員長の職務)

第11条 委員長は会議の議長となり、委員会を総理し、委員会の所管事項を遂行する。

- ② 委員長は、次の各号で定める事項を理事会に報告しなければならない。
- 一 所管事項に関する対応案等
 - 二 理事会の諮問事項に対する委員会の意見
 - 三 所管事項の実施状況のうち、重要な事項
 - 四 前各号のほか、委員長が必要と認めた事項
- ③ 委員長に事故があったときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

(招集)

第12条 委員会は、随時、必要に応じ委員長が招集する。

(議事録)

第13条 委員長は、委員会の議事録を作成する。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、決議を行うことができない。

(決議)

第15条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

- ② 委員は各1個の議決権を有する。ただし、第7条に基づき

委員長と委員を選任している場合は、社員の判断によりいずれか一方が議決権を有することとする。

- ③ 可否同数のときは、委員長が決定する。

(書面等による委員会)

第16条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議の招集を行わず、書面又は電磁的記録その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合において、書面又は電磁的記録以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面又は電磁的記録によりその確認を得るものとする。

- ② 前条の規定は前項における議決について準用する。

(委員会相互間の協力)

第17条 委員長は、その職務遂行上必要に応じ、随時他の委員会の委員長の協力を求めることができる。

(代理人の出席)

第18条 委員はあらかじめ委員長の承認を得て委員会に委員の代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第19条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第3章 特別委員会

(設置・改廃)

第20条 本会が必要と認めるときは、理事会の決議を経て臨時に特別委員会を置くことができる。特別委員会は、任務が終了したときに解散する。

(任務)

第21条 第4条の規定は、特別委員会について準用する。ただし、「委員会」を「特別委員会」と読み替える。

(委員)

第22条 第7条及び第9条の規定は、特別委員会の委員について準用する。

(委員長)

第23条 第10条及び第11条の規定は、特別委員会の委員長について準用する。

(会議の招集、定足数、議決等)

第24条 第12条から第19条の規定は、特別委員会について準用する。ただし、第12条から第19条までの規定中「委員会」とあるのは「特別委員会」と読み替える。

第4章 部会

(設置・改廃)

第25条 委員会・特別委員会は、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、当該委員会・特別委員会の下部組織として、部会を設置することができる。

(任務)

第26条 部会は、次の各号に定める任務を遂行するものとする。

- 一 所管事項について、企画・立案し、必要な事項を遂行すること
- 二 委員会の諮問に応じ、又は意見を具申すること
- 三 生命保険協会事務局における業務運営等の状況について報告を受けること

(委員)

第27条 第7条及び第9条の規定は、部会の委員について準用する。

- ② 第8条の規定は、部会の委員の任期について準用する。

(部会長)

第28条 部会に部会長1名を置く。

- ② 部会長は、委員会・特別委員会の委員長が選任する。
- ③ 部会長は、会議の議長となり、部会を総理し、部会の所管事項を遂行する。
- ④ 部会長は、次の各号で定める事項を委員会に報告しなければならない。
 - 一 所管事項に関する対応案等
 - 二 委員会又は特別委員会の諮問事項に対する部会の意見
 - 三 所管事項の実施状況のうち、重要な事項
 - 四 前各号のほか、部会長が必要と認めた事項

(会議の招集、定足数、議決等)

第29条 第12条から第19条の規定は、部会について準用する。ただし、第12条から第19条までの規定中「委員会」とあるのは「部会」、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替える。

第5章 プロジェクトチーム

(設置・改廃)

第30条 委員会及び特別委員会の委員長並びに部会の部会長は、必要と認めるときは、当該委員会又は特別委員会若しくは当該部会の決議を経て、当該委員会又は特別委員会若しくは当該部会の下部組織としてプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置することができる。PTは、任務が終了したときに解散する。

- ② PTの設置・改廃については、委員会又は特別委員会の委員長若しくは部会の部会長から会長宛に届け出るものとする。

(任務)

第31条 PTは、次の各号に定める任務を遂行するものとする。

- 一 所管事項について、企画・立案し、必要な事項を遂行すること
- 二 委員会、特別委員会又は部会の諮問に応じ、又は意見を具申すること
- 三 生命保険協会事務局における業務運営等の状況について報告を受けること

(委員)

第32条 委員は、必要に応じ、社員の職員等のうちから委員会・特別委員会の委員長又は部会の部会長が選任する。第9条の規定は、PTの委員について準用する。

(座長)

第33条 PTに座長1名を置く。

- ② 座長は、委員のうちから委員会・特別委員会の委員長又は部会の部会長が選任する。
- ③ 座長は、会議の議長となり、PTを総理し、PTの所管事項を遂行する。
- ④ 座長は、次の各号で定める事項を委員会、特別委員会又は部会に報告しなければならない。
 - 一 所管事項に関する対応案等
 - 二 委員会・特別委員会又は部会の諮問事項に対するPTの意見
 - 三 所管事項の実施状況のうち、重要な事項
 - 四 前号のほか、座長が必要と認めた事項

(会議の招集、定足数、議決等)

第34条 第12条から第19条の規定は、PTについて準用する。この場合第12条から第19条の規定中「委員会」とあるのは「PT」と読み替え、「委員長」とあるのは「座長」と読み替える。

第6章 改 廃

(規則の改廃)

第35条 本規則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

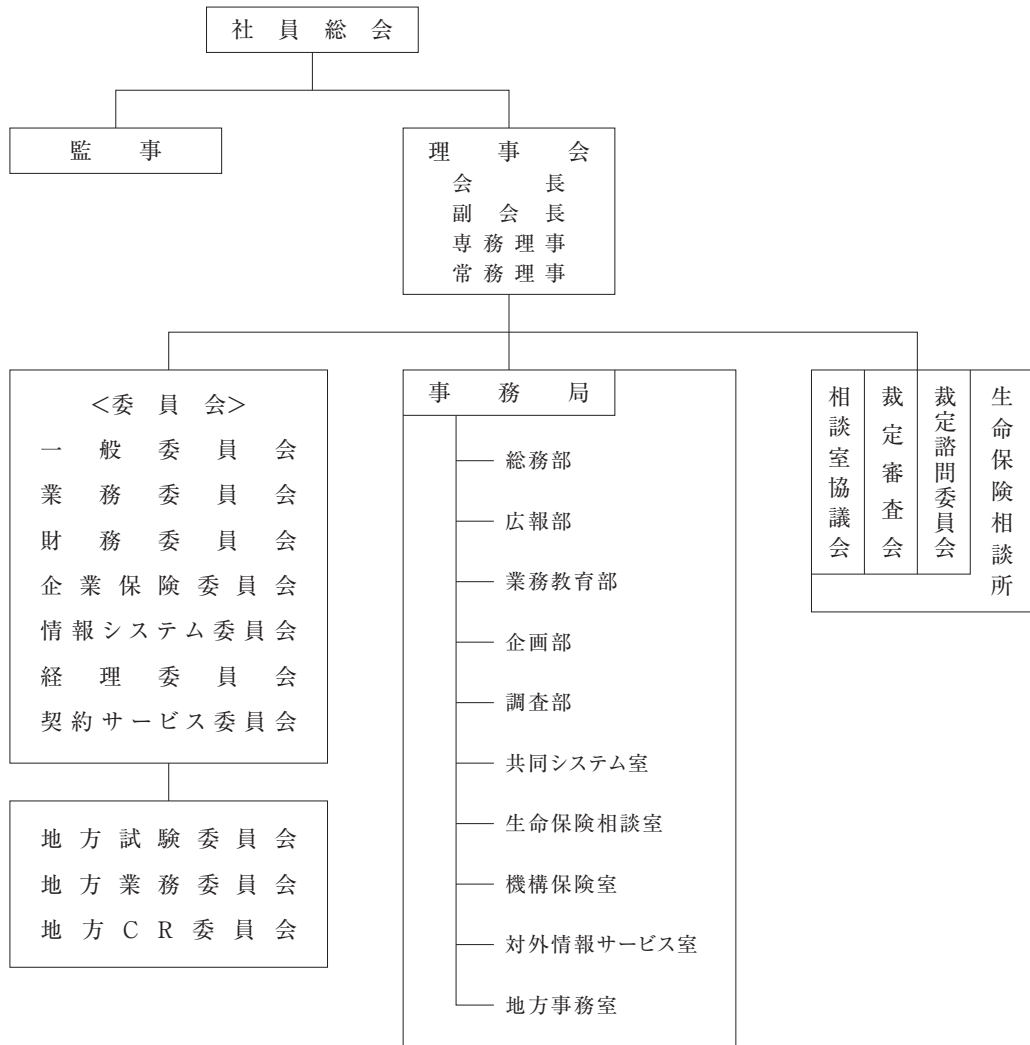
附 則（平成25年6月21日）

1 この変更規定は、平成26年4月1日から施行する。

以 上

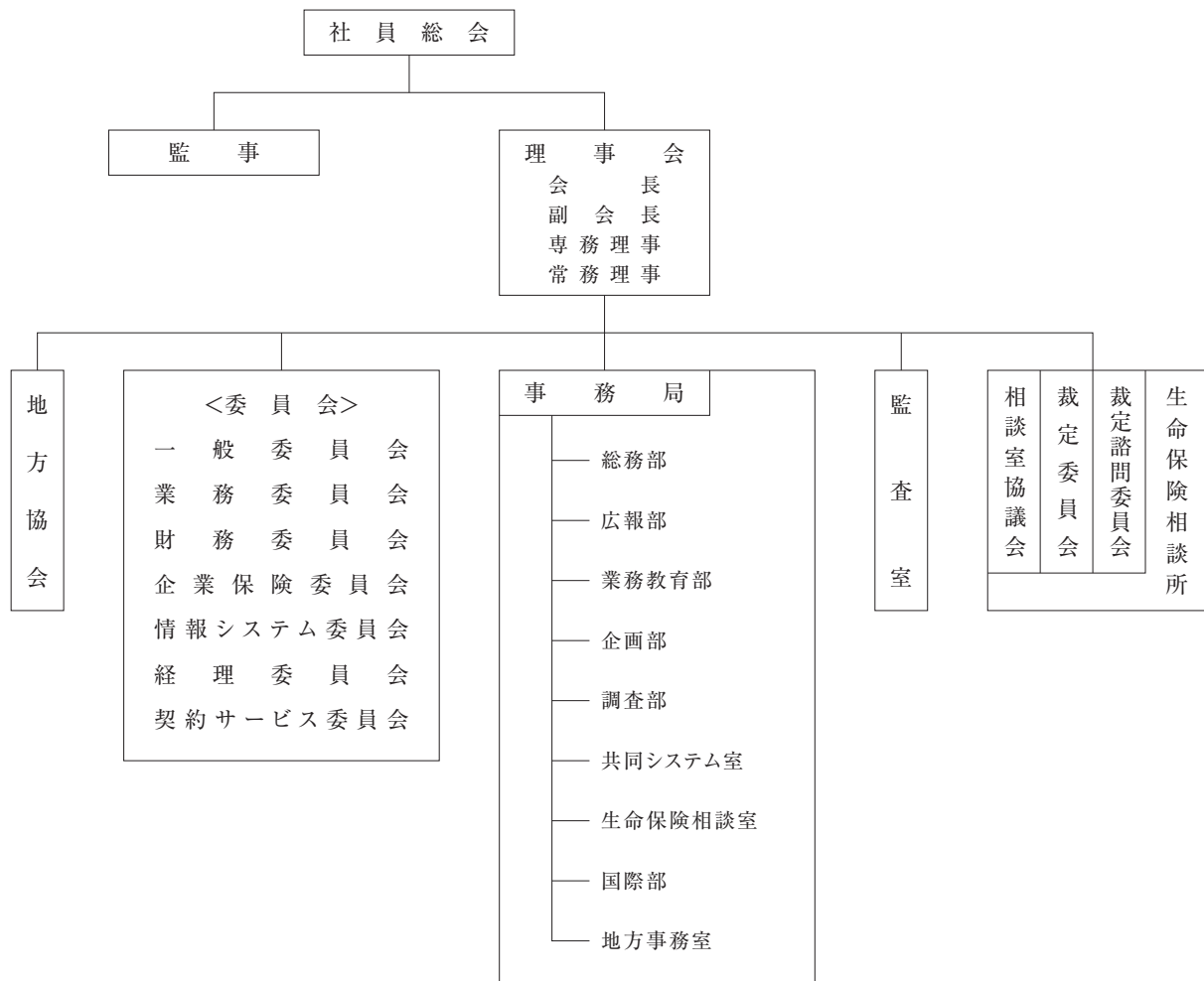
7. 生命保険協会の機構の変遷

(平成20年4月1日現在)



年月	機 構 の 変 遷
平成20. 4	経理の独立性を明確化するため、総務会計・地方業務グループを総務・地方業務グループおよび会計グループに分離
21. 4	コンプライアンス機能の強化、法務案件の増加等を踏まえ、組織人事グループのコンプライアンス業務を分離し、コンプライアンス統括グループを新設 総務・地方業務グループと組織人事グループ（コンプライアンス業務を除く）を統合し、総務グループとする。 業界共通教育・試験業務とそれ以外の業務との業務範囲を明確化し、効率化を図るため、業務教育グループを業務グループと教育グループに分離 百年史編纂業務は調査総務グループの所管とし、社史編纂室を廃止
22. 4	裁定審査会事務局業務を含む紛争解決支援業務と他の業務との業務範囲を明確化し、組織強化を図るため、相談グループを紛争解決支援グループと相談グループに分離
22.10	金融ADR法に基づく指定紛争解決機関として紛争解決等の業務開始
25. 4	協会としての対外発信力の強化および国際業務への対応強化を図るため、企画部から国際業務を独立させ、国際部を新設
26. 4	一般社団法人への移行 任意団体であった地方協会を廃止し、地方協会を（一社）生命保険協会の地方組織と位置づけ。それにともない、地方試験委員会、地方業務委員会および地方CR委員会を廃止 総務部コンプライアンス統括グループが所管していた監査業務および監事会事務局業務については、監査業務の中立性・実効性を確保する観点から、独立した「監査室」を新設。これにともない、コンプライアンス統括グループを組織法務グループに改称。 業務を集約し効率化を図る観点から、業務グループおよび教育グループを統合し、業務教育グループに改組
27. 4	機構団信業務の運営態勢について、ガバナンス態勢の強化、要員の有効活用および事業継続性の観点から、機構保険室を廃止し、業務教育部に機構保険グループを新設
28. 4	協会事務局全体のシステムを統括するグループとして総務部に事務局システムグループを新設 業務範囲を明確にする観点から、総務グループを総務・人事グループに改称 共同システム室について、LINCの運用を統括するグループと、大規模な更改案件への対応やサイバーセキュリティ対策を実施するグループとで、業務範囲を明確にするため、運営統括グループと開発・リスク対策グループを新設
30. 4	業務範囲を明確にする観点から、組織法務グループを経営企画・法務Gに改称

(平成30年4月1日現在)



8. 生命保険協会事務局在籍職員数の変遷

(単位：人)

年度	総人員	本部協会		地方事務室		備 考
		役付職員	職 員	地方事務局長	職 員	
平成20	209 (68)	40 (14)	60 (5)	50 (49)	59 (0)	・ 総務部総務会計・地方業務グループを総務部総務・地方業務グループおよび総務部会計グループに分離
21	217 (67)	33 (13)	75 (5)	50 (49)	59 (0)	・ 組織人事グループから、コンプライアンス統括グループを新設 ・ 総務・地方業務グループと組織人事グループを統合し、総務グループとする。 ・ 業務教育グループを業務グループと教育グループに分離 ・ 社史編纂室の廃止
22	222 (65)	40 (12)	73 (4)	50 (49)	59 (0)	・ 相談グループを紛争解決支援グループと相談グループに分離。金融ADR法に基づく紛争解決等の業務開始。
23	241 (67)	40 (12)	86 (5)	50 (50)	65 (0)	
24	236 (68)	41 (14)	82 (5)	49 (49)	64 (0)	
25	246 (66)	40 (13)	99 (5)	49 (48)	58 (0)	・ 企画部から国際業務を分離し、国際部を新設
26	248 (66)	39 (12)	100 (5)	49 (49)	60 (0)	・ 一般社団法人への移行 ・ 任意団体の地方協会を廃止し、地方協会を（一社）生命保険協会の地方組織と位置づける。 ・ コンプライアンス統括グループから、監査室を新設。コンプライアンス統括グループを組織法務グループに改称。 ・ 業務グループと教育グループを統合し、業務教育グループとする。
27	246 (68)	37 (13)	103 (6)	49 (49)	57 (0)	・ 機構保険室を廃止し、業務教育部に機構保険グループを新設
28	264 (69)	37 (14)	117 (6)	49 (49)	61 (0)	・ 総務部に事務局システムグループを新設 ・ 総務グループを総務・人事グループに改称 ・ 共同システム室を再編し、運営統括グループと、開発・リスク対策グループを新設
29	261 (69)	36 (14)	113 (6)	49 (49)	63 (0)	
30	265 (69)	37 (15)	116 (5)	49 (49)	63 (0)	・ 組織法務グループを経営企画・法務グループに改称

(注) 1. 各年度の数値は4月1日現在の職員数（役員を除く）
2. () は出向の職員数
3. 関西支部および東京都事務室の職員数は本部に計上

9. 主要要望・意見の表明一覧

年月日	内容	意見の表明・提出先
平成20. 6. 6	「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」に対する意見	金融庁
6.17	今後の金融ADRの在り方について	金融トラブル連絡調整協議会
6.27	平成20年度「特区、地域再生、規制改革集中受付」への要望	内閣府
8. 4	「保険検査マニュアルの一部改定案」に対する意見	金融庁
8.20	企業会計基準公開草案第31号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第30号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見	ASBJ
9. 5	ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」に対する意見	IASB
9.19	平成21年度税制改正に関する要望	財務大臣等
9.19	ディスカッション・ペーパー「金融商品に関する財務報告の複雑性の低減」に対する意見	IASB
9.19	「定款見直し 公的説明責任およびIASBの構成変革への提案」に対する意見	IASC財団
9.19	「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」に対する意見	ASBJ
9.26	ディスカッション・ペーパー「IAS第19号 従業員給付の改訂に関する予備的見解」に対する意見	IASB
10.27	「新型インフルエンザワクチン接種の進め方について（第1次案）」に対する意見	厚生労働省
10.31	「保険会社のコーポレート・ガバナンスに関するIAIS-OECD質問書」への回答	IAIS
11. 7	平成20年度「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付」への要望	内閣府
11.28	実務対応報告公開草案第29号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（案）」に対する意見	ASBJ
12.15	「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）の一部を改正する内閣府令（案）」、「保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の一部を改正する内閣府令（案）」及び「『保険会社向けの総合的な監督指針』の一部改正（案）」に対する意見	金融庁
12.19	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
平成21. 1.13	「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見	経済産業省
3.13	郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しについて※	主要マスコミ本社経済部
3.19	株式価値向上に向けた取り組みに関する緊急アンケート調査結果	兜倶楽部・金融記者クラブ等
4. 6	「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」に対する意見	金融庁
4. 6	「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
4.14	ディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」に対する意見	IASB
4.30	「コーポレート・ガバナンスに関する論点書（案）」に対する意見	IAIS
5. 8	「ソルベンシー目的のための資本リソースの構造に関する指針（案）」に対する意見	IAIS
5.15	IAISの「財務報告書の作成および監査におけるアクチュアリーと外部監査人の役割と関係に関する論点書（案）」に対する意見	IAIS
6. 1	「『会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準（案）』及び『会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準の適用指針（案）』」に対する意見	ASBJ
6.18	ディスカッション・ペーパー「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」に対する意見	IASB
6.29	平成21年度「特区、地域再生、規制改革集中受付」への要望	内閣府
7.17	「金融商品会計基準の複雑性低減」に対する意見	IASB
7.29	「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
7.31	公開草案「認識の中止」に対する意見	IASB
8.10	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン改正案」に対する意見	金融庁
9. 1	ディスカッション・ペーパー「負債測定における信用リスク」に対する意見	IASB
9. 1	「金融資産の減損に対する期待損失モデルの実行可能性に関する情報提供の要請」に対する意見	IASB
9. 3	「財務諸表の表示に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
9. 3	「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
9.14	公開草案「金融商品：分類及び測定」に対する意見	IASB
9.18	平成22年度税制改正に関する要望	財務大臣等
9.28	公開草案「公正価値測定」に対する意見	IASB
9.29	「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）」に対する意見	金融庁

年月日	内容	意見の表明・提出先
10. 2	「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
10. 9	専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
10.30	「収益認識に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
10.30	「引当金に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
11.16	「平成21年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等」に対する意見	金融庁
11.30	「定款見直しパート2 公的説明責任の向上に向けての提案」に対する意見	IASC財団
12. 4	「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」の可決にあたって※	金融記者クラブ
12.28	「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）」に対する意見	金融庁
平成22. 1.20	「郵政改革に関する意見募集」に対する意見	郵政改革推進室
2. 1	「包括利益の表示に関する会計基準（案）」等に対する意見	ASBJ
2. 5	「ソルベンシーⅡに関するレベル2実施措置のためのCEIOPSの助言案」に対する意見	CEIOPS
2.15	「無形資産に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
2.16	ハトミミ.com第1回集中受付期間への要望	内閣府
2.22	「『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件』等の一部改正（案）にかかる意見募集について」に対する意見	金融庁
2.26	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令案等」に対する意見	金融庁
2.26	実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の適用期間の満了に関する意見	ASBJ
3. 4	郵政改革にかかる当会の見解について※	金融記者クラブ
3.15	「『企業内容等の開示に関する内閣府令（案）』等の公表について」に対する意見	金融庁
3.19	株式価値向上に向けた要望・提言	兜俱樂部・金融記者クラブ等
3.24	「郵政改革に関連する諸事項等について」の公表にあたって※	金融記者クラブ
4.20	「郵政改革に関連する法案骨子について」に対するコメント※	金融記者クラブ
4.26	「免許付与に関するICP/基準/指針（案）」に対する意見	IAIS
4.26	「共済事業の規制のあり方についての方針（案）の公表及び同方針（案）に係る御意見の募集について」に対する意見	金融庁
4.30	「規制上のソルベンシー目的での資本充分性に関する基準／指針（案）」に対する意見	IAIS
4.30	「保険市場へのアクセス拡大における、相互会社、共済、その他の地域社会組織の規制および監督に関する論点書（案）」に対する意見	IAIS
4.30	「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）に係る監督指針等及び金融検査マニュアル等の一部改正（案）」に対する意見	金融庁
4.30	「郵政改革関連法案」について※	金融記者クラブ
5.14	公開草案「IAS第37号における負債の測定」に対する意見	IASB
5.26	企業会計基準公開草案第39号「退職給付に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第35号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見	ASBJ
6.18	平成23年度税制改正に関する要望	財務大臣等
6.30	公開草案「金融商品：償却原価および減損」に対する意見	IASB
7.15	公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」に対する意見	IASB
8. 6	遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税の取消しについて	財務省・国税庁
8.13	「欧州委員会へのCEIOPSの助言案」に対する意見	CEIOPS
8.16	「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」に対する意見	内閣官房
8.16	「新年金制度に関する検討会 中間まとめ」に対する意見	内閣官房
8.16	「ICTの利活用を阻む制度・規制等に対する意見の募集」に対する意見	総務省
8.23	「適格性に関するICP・基準・指針（案）」に対する意見	IAIS
8.23	「2011-2015年戦略計画および財政見通し（案）」に対する意見	IAIS
9. 6	公開草案「確定給付制度：IAS第19号の修正提案」に対する意見	IASB
9. 7	公開草案「公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示」に対する意見	IASB
9.10	企業会計基準公開草案第43号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第38号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見	ASBJ
9.30	公開草案「その他の包括利益の項目の表示（IAS第1号の修正）」に対する意見	IASB

年月日	内容	意見の表明・提出先
9.30	公開草案「財務諸表の表示」のスタッフ案に対する意見	IASB
10. 8	専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
10. 8	「郵政改革関連法案」について※	金融記者クラブ
10.14	「国民の声 おかしなルールの見直し（国の規制・制度の改革）についての集中受付」への要望	内閣府
10.22	IASB・FASBの共同公開草案「顧客との契約からの収益」に対する意見	IASB
10.22	「欧州委員会へのCEIOPSの助言案」に対する意見	CEIOPS
11. 1	FATCAの通知2010-60に対する意見	米国財務省・米国内国歳入庁
11.30	「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に対する意見	ASBJ
11.30	公開草案「保険契約」に対する意見	IASB
12.15	IASB・FASBの共同公開草案「リース」に対する意見	IASB
12.16	「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（中間案）」に対する意見	金融庁
12.24	「ICP23－グループ全体の監督のためのグループの範囲、法的権限および監督上の権限に関する基準および指針」に対する意見	IAIS
12.24	「ICP7－コーポレート・ガバナンス」に対する意見	IAIS
12.24	「ICP18－仲介人」に対する意見	IAIS
12.24	「ICP19－事業行為」に対する意見	IAIS
12.24	「ICP20－公衆開示」に対する意見	IAIS
12.24	「基準の見直し－第4次相互審査に向けた準備」に対する意見	FATF
平成23. 1.31	IASB・FASBの共同意見募集「発効日と経過措置」に対する意見	IASB
2. 7	専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
2. 7	FATCAに対する意見	米国財務省
2.24	公開協議資料「評議員会の戦略レビューの現状」に対する意見	IFRS財団
3. 1	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見	金融庁
3. 8	「リース会計に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
3. 9	公開草案「ヘッジ会計」に対する意見	IASB
3.18	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
3.18	「国境を越えた保険法人およびグループの破綻処理に関する論点書（協議案）」に対する意見	IAIS
3.28	「顧客との契約から生じる収益に関する論点の整理」に対する意見	ASBJ
4. 1	公開草案の補足「金融商品：減損」に対する意見	IASB
4. 5	「『保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律』の施行に伴う関係政令・主務省令案等」に対する意見	金融庁
4. 8	「IFRS財団のガバナンス改革に関する市中協議文書」に対する意見	IFRS財団
4.19	「保険コアプリンシプル、基準、指針および評価方法（協議案）」に対する意見	IAIS
4.25	「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に対する意見	ASBJ
6. 6	番号制度を通じた生命保険事業におけるICTの利活用について	内閣官房
6. 7	FATCAに関する意見募集に対する意見	米国財務省・米国内国歳入庁
6.17	平成24年度税制改正に関する要望	財務大臣等
7. 5	「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対する意見	法務省
7.15	専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
7.25	IFRS財団評議員会戦略レビュー報告書に対する意見	IFRS財団
8. 5	「社会保障・税番号大綱」に関する意見	内閣官房
8.31	「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み コンセプト・ペーパー」に対する意見	IAIS
9.15	専門委員会におけるオブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
9.22	諮問書No.5「EIOPA報告書案：ソルベンシーⅡ指令第172条に関する日本の監督システムの同等性評価」に対する意見	EIOPA
9.30	「国民の声 国の規制・制度に関する意見の集中受付」への要望	内閣府
10.21	公開草案「IFRS9の強制発効日」に対する意見	IASB
11.30	意見募集「アジェンダ協議2011」に対する意見	IASB
12. 2	「郵政改革関連法案」について※	金融記者クラブ

年月日	内容	意見の表明・提出先
12.27	「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に対する意見	消費者庁
平成24. 1. 5	公開草案「投資企業」に対する意見	IASB
2. 3	オブザーバーヒアリング・ComFrameダイアログに対する意見	IAIS
2. 6	「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(案)」等に対する意見	金融庁
3. 2	「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案及び消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示案」に対する意見	厚生労働省
3.13	改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」に対する意見	IASB
3.16	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
3.16	「金融コングロマリットの監督のための原則」に対する意見	ジョイント・フォーラム
3.21	「保険会社に係る検査評定制(保険検査評定制)(案)」に対する意見	金融庁
3.30	郵政民営化法改正案について*	金融記者クラブ
4.23	「『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件』の一部改正(案)等」に対する意見	金融庁
4.27	「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」の成立について*	金融記者クラブ
4.30	FATCAの暫定規則に対する意見	米国財務省・米国内国歳入庁
5.11	「監査・保証実務委員会報告第82号『財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い』の改正について」(公開草案)に対する意見	日本公認会計士協会
6.15	平成25年度税制改正に関する要望	財務大臣等
6.22	「保険業法施行令等の一部を改正する政令(案)」等に対する意見	金融庁
7.31	「グローバルにシステム上重要な保険会社：評価方法案」に対する意見	IAIS
8.27	「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見(案)」に対する意見	郵政民営化委員会
8.31	「ICP9『監督上のレビューおよび報告』改訂の協議ドラフト」に対する意見	IAIS
8.31	「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組みの作業ドラフト」に対する意見	IAIS
9. 5	意見募集「IASBおよびIFRS解釈指針委員会デュー・プロセス・ハンドブック」への対応について	IFRS財団
9. 6	「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見	消費者庁
9.19	「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」について*	金融記者クラブ
9.25	かんぽ生命保険の学資保険の改定に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について	郵政民営化委員会
10. 4	「AIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し(案)」に対する意見	金融庁
10.29	「日本郵政グループの株式上場等」について*	金融記者クラブ
11.26	「かんぽ生命保険の新規業務(学資保険の改定)に関する郵政民営化委員会の意見」について*	金融記者クラブ
11.29	「国民の声 国の規制・制度に関する意見の集中受付」への要望	内閣府
12.10	「『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件』の一部改正(案)」に対する意見	金融庁
12.14	「グローバルにシステム上重要な保険会社：政策措置案」に対する意見	IAIS
平成25. 1. 9	「我が国の年金資産に対する監査手続に関する研究報告(中間報告)(案)」に対する意見	日本公認会計士協会
1.11	「シャドーバンキングの規制と監視の強化」に対する意見	FSB
1.11	ComFrameダイアログに対する意見	IAIS
1.21	「我が国における年金基金に対する監査に関する研究報告(仮)」に対する意見	日本公認会計士協会
3.12	「年金資産に対する監査に関する研究報告(公開草案)」に対する意見	日本公認会計士協会
3.15	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
3.15	「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する第2次市中協議文書」に対する意見	BCBS・IOSCO
3.27	「監査における不正リスク対応基準(仮称)」に対応するための「監査基準委員会報告書の改正について(公開草案)」に対する意見	日本公認会計士協会
3.28	公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正」に対する意見	IASB
4.16	「規制改革ホットライン」への要望	内閣府
5.15	社会保障制度改革国民会議への意見	社会保障制度改革国民会議
5.17	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(案)」に対する意見	内閣官房

年月日	内容	意見の表明・提出先
6.10	「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見	法務省
6.21	平成26年度税制改正に関する要望	財務大臣等
7. 5	公開草案「金融商品－予想信用損失」に対する意見	IASB
7.11	「我が国のTPP交渉参加に関する御意見・御要望・情報等の収集について」に対する要望	TPP政府対策本部
8.19	「保険契約者保護制度に関する論点書」に対する意見	IAIS
9.13	公開草案「リース」に対する意見	IASB
10.25	公開草案「保険契約」に対する意見	IASB
10.31	「規制改革ホットライン」集中受付への要望	内閣府
11.28	「シャドーバンキングの監視と規制の強化：証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」に対する意見	FSB
12.16	「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み－協議用」に対する意見	IAIS
平成26. 1.14	「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対する意見	IASB
2. 3	「グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する基礎的資本要件」に対する意見	IAIS
2.24	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（仮称）案」に対する意見	内閣府
4. 3	「特定個人情報保護評価に関する規則（案）」及び「特定個人情報保護評価指針（案）」に対する意見	特定個人情報保護委員会
4.18	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
6.10	オブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
6.20	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（仮称）案」に対する意見	内閣府
7.18	平成27年度税制改正に関する要望	財務大臣等
7.23	公開草案「開示に関する取組み」（IAS第1号の修正案）に対する意見	IASB
7.24	「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見	内閣官房
8. 8	「流動性管理および計画に関するガイダンス」案に対する意見	IAIS
8. 8	「グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する基礎的資本要件」に対する意見	IAIS
9. 2	「会合参加、監督文書等策定の手続き案ならびに協議の方針案」に対する意見	IAIS
9. 4	「景品表示法における課徴金制度導入に関する意見募集」に対する意見	消費者庁
9.12	公開草案「投資企業：連結の例外の適用」（IFRS第10号及びIAS第28号の修正案）に対する意見	IASB
10. 3	「郵政民営化に関する意見募集について」に対する意見	郵政民営化委員会
10.17	ディスカッション・ペーパー「動的风险管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に対する意見	IASB
10.20	IAISオブザーバーヒアリングに対する意見	IAIS
10.22	保険契約に関する新国際会計基準に関するIASB宛書状	IASB
10.31	公開草案「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」に対する意見	ASBJ
10.31	「規制改革ホットライン（地域活性化の集中受付）」への要望	内閣府
11. 7	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」（本文、別添及び別冊による構成）に対する意見	特定個人情報保護委員会
12.15	「システム上重要な保険会社のための再建・破綻処理計画：クリティカルなファンクションや共有サービスを特定するためのガイダンスノート」に対する意見	FSB
12.16	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（案）」に対する意見	国税庁
12.17	「会合への参加および監督文書・補足文書の策定に係る手続き案、ならびにステークホルダーとの協議の方針案に関する第二次意見募集」に対する意見	IAIS
12.25	「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集」に対する意見	法務省
12.26	「OECDコーポレート・ガバナンス原則」改訂案に対する意見	OECD
12.26	日本郵政グループ3社の株式上場について*	（協会ウェブサイト掲載のみ）

年月日	内容	意見の表明・提出先
平成27. 2.12	「証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセス」に対する意見	FSB
2.16	「国際資本基準」に対する意見	IAIS
3.23	株式価値向上に向けた要望・提言	兜俱樂部・金融記者クラブ等
6.19	ステークホルダーダイアログに対する意見	IAIS
6.29	株式会社かんぽ生命保険の保険金額の限度額引上げ等について*	金融記者クラブ
7. 3	郵政事業のユニバーサルサービスに対する意見	総務省情報通信審議会郵政政策部会 財務大臣等
7.17	平成28年度税制改正に関する要望	ASBJ
7.24	企業会計基準適用指針公開草案第54号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」に対する意見	
8. 3	「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」に対する意見	郵政民営化委員会
8.17	ICPおよび用語集の改定案に対する意見	IAIS
8.21	「グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用するより高い損失吸収能力」に対する意見	IAIS
8.21	「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」等に対する意見	警察庁
8.24	「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（案）」に対する意見	特定個人情報保護委員会
9. 2	IFIAR恒久的事務局の東京誘致について	（協会ウェブサイト掲載のみ）
9.10	「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」答申（案）に対する意見	総務省
9.18	「番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正」に対する意見	内閣府
9.28	消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に対する意見	消費者委員会
10.26	公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に対する意見	IASB
10.30	平成27年「規制改革ホットライン」集中受付への要望	内閣府
11. 4	日本郵政グループ3社の株式上場について*	（協会ウェブサイト掲載のみ）
11.30	第33回国際アクチュアリー会議の東京への誘致に関するサポートレター	日本アクチュアリー会
12. 7	「激甚災害が発生した場合等の個人番号利用に関する内閣府令案」に対する意見	内閣府
12. 7	「番号法施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見	内閣府
12. 9	「番号法施行令及び施行規則の一部改正」に対する意見	内閣府
12.10	「特定個人情報の重大な事態の報告に関する規則（案）」に対する意見	特定個人情報保護委員会
12.25	「2015年アジェンダ協議」に対する意見	IASB
12.25	「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」について*	金融記者クラブ
平成28. 1.18	「G-SIIs選定手法の見直し」および「非伝統的保険・非保険（NTNI）の業務および商品」に対する意見	IAIS
2. 8	公開草案「IFRS第4号保険契約とIFRS第9号金融商品の適用（IFRS第4号の修正案）」に対する意見	IASB
2.19	安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて－公的年金を補完する「長寿安心年金」の創設－	厚生労働省等
2.24	郵政民営化法施行令を改正する政令案に対する意見	金融庁
2.26	公開草案「IFRS実務記述書『財務諸表への重要性の適用』」に対する意見	IASB
3.23	株式価値向上に向けた要望・提言	兜俱樂部・金融記者クラブ等
4.15	保険教育推進に関する報告書－学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言－	文部科学省等
5.20	「科学研究費助成事業（科研費）審査システム改革2018」に対する意見	文部科学省
5.31	「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」に対する意見	ASBJ
7.15	平成29年度税制改正に関する要望	財務大臣等
7.19	「保険市場へのアクセス拡大における、相互会社、協同組合、および地域社会組織の規制および監督に関する適用文書（案）」に対する意見	IAIS
8.31	「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」等に対する意見	個人情報保護委員会
10. 7	「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に対する意見	文部科学省
10.19	「リスクベースの国際保険資本基準 バージョン1.0」に対する意見	IAIS
11. 2	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（案）」に対する意見	個人情報保護委員会
11.30	「規制改革ホットライン」集中受付への要望	内閣府

年月日	内容	意見の表明・提出先
平成29. 1.13	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」等に対する意見	個人情報保護委員会
1.13	「ステークホルダー参加計画（案）」に対する意見	IAIS
1.31	「不動産登記規則の一部改正（案）に関する意見募集（法定相続情報証明制度（仮称）の新設）」に対する意見	法務省
2.20	「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」に対する意見	金融庁
3. 3	「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」に対する意見	ASBJ
3.15	「中学校学習指導要領案」に対する意見	文部科学省
3.21	株式価値向上に向けた要望・提言	兜倶楽部・金融記者クラブ等
3.31	株式会社かんぽ生命保険による終身保険等の見直しを内容とする新規業務の認可申請について※	(協会ウェブサイト掲載のみ)
4.21	高齢者に配慮した取組みの推進に関する提言書－「マイナンバー制度の民間利活用」への提言－	内閣官房等
4.25	「かんぽ生命保険の終身保険等の見直し及び法人向け商品の受託販売に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について」に対する意見	郵政民営化委員会
4.25	「グループ・コーポレート・ガバナンスに関する適用文書（案）」に対する意見	IAIS
4.28	「事業活動への影響等に関するヒアリング」に対する意見	消費者契約法専門調査会
5.22	IFRS保険契約基準に関する移行リソースグループへの参加を求めるレター	IASB議長
5.31	「ICPおよびそれらに統合されたコムフレームの改定に関する協議文書（案）」に対する意見	IAIS
6.14	株式会社かんぽ生命保険の新規業務（終身保険等の見直し等）に関する郵政民営化委員会の意見について※	(協会ウェブサイト掲載のみ)
7.21	平成30年度税制改正に関する要望	財務大臣等
8.28	「ICP改定に関する協議文書（案）」に対する意見	IAIS
9.15	「報告書における消費者契約法の改正に関する規定案」に対する意見	消費者庁
9.22	IFRS第13号「公正価値測定」適用後レビューにおける情報提供依頼に対する意見	IASB
9.29	「IAISリスクベースの国際保険資本基準（ICS）バージョン1.0」に対する意見	IAIS
9.29	「規制改革ホットライン」集中受付への要望	内閣府
10. 2	郵政民営化に関する意見募集に対する意見	郵政民営化委員会
10. 2	IASBディスカッション・ペーパー「開示に関する取り組み－開示原則」に対する意見	IASB
11.10	「民事執行法の改正に関する中間試案」に対する意見	法務省
平成30. 1.15	「ICP8およびそれに統合されたコムフレーム」に対する意見	IAIS
1.31	「ICP16およびそれに統合されたコムフレーム」に対する意見	IAIS
2.15	協議文書「システミックリスクに対する活動ベースのアプローチ」に対する意見	IAIS
2.20	IAIS「次期5ヵ年計画」に係る意見募集に対する意見	IAIS
3.15	「高等学校学習指導要領案」に対する意見	文部科学省
3.20	「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正案に対する意見	農林水産省
4. 9	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」に対する意見	金融庁
6.29	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」に対する意見	金融庁

(注) ※を付けた意見は協会長コメント

10. 災害救助法適用地域一覧

適用日	都道府県	市区町村	内容
平成20年 6月14日	岩手県	一関市、奥州市、北上市、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町	岩手・宮城内陸地震
6月14日	宮城県	栗原市、大崎市	〃
7月28日	富山県	南砺市	7月28日の大雨
7月28日	石川県	金沢市	〃
8月28日	愛知県	岡崎市、名古屋市	8月28日からの大雨
平成21年 7月21日	山口県	防府市、山口市	中国・九州北部豪雨
7月24日	福岡県	飯塚市	〃
8月 9日	兵庫県	佐用郡佐用町、宍粟市、朝来市	台風9号
8月 9日	岡山県	美作市	〃
平成22年 7月14日	広島県	呉市、世羅郡世羅町	7月12日からの大雨
7月15日	山口県	山陽小野田市	7月15日からの大雨
7月16日	広島県	庄原市	7月16日からの大雨
10月20日	鹿児島県	奄美市、大島郡龍郷町、大島郡大和村	10月20日からの大雨
平成23年 1月27日	新潟県	長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市	大雪
1月30日	宮城県	西諸郡郡高原町	霧島山（新燃岳）の噴火
1月30日	新潟県	上越市、東蒲原郡阿賀町	大雪
1月31日	新潟県	柏崎市、妙高市、南魚沼市	〃
2月10日	宮城県	都城市	霧島山（新燃岳）の噴火
3月11日	岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村 等34市区町村	東日本大震災
3月11日	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、柴田郡川崎町 等35市区町村	〃
3月11日	東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区 等47市区町村	〃
3月11日	福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町 等59市区町村	〃
3月11日	青森県	八戸市、上北郡おいらせ町	〃
3月11日	茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市 等37市区町村	〃
3月11日	栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町 等15市区町村	〃
3月11日	千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市	〃
3月12日	長野県	下水内郡栄村	〃
3月12日	新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町	〃
7月29日	新潟県	新潟市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、長岡市、見附市、上越市、阿賀野市	7月28日からの大雨
7月29日	福島県	喜多方市、南会津郡只見町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡南会津村、耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町	〃
9月 2日	三重県	熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町	台風12号
9月 2日	奈良県	五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、吉野郡下市町、吉野郡黒滝村、吉野郡天川村、吉野郡野迫川村、吉野郡十津川村、吉野郡川上村、吉野郡東吉野村	〃
9月 2日	和歌山県	田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡古座川町	〃
9月 2日	岡山県	玉野市	〃
9月 3日	鳥取県	東伯郡湯梨浜町、西伯郡南部町	〃

第Ⅲ部

適用日	都道府県	市区町村	内容
9月21日	青森県	三戸郡南部町	台風15号
9月21日	福島県	郡山市	〃
9月25日	鹿児島県	大島郡龍郷町	鹿児島県奄美地方における豪雨
11月 4日	鹿児島県	大島郡瀬戸内町	鹿児島県奄美地方における大雨
平成24年 1月14日	新潟県	上越市、妙高市	大雪
1月28日	新潟県	長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市	〃
1月31日	新潟県	南魚沼市	〃
2月 1日	青森県	むつ市、上北郡横浜町	〃
2月 1日	長野県	北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、下水内郡栄村、飯山市、下高井郡野沢温泉村	〃
2月 3日	新潟県	小千谷市、魚沼市、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町	〃
2月 4日	新潟県	東蒲原郡阿賀町	〃
5月 6日	茨城県	つくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市	5月6日の突風等
5月 6日	栃木県	真岡市、芳賀郡茂木町、芳賀郡益子町	〃
7月 3日	大分県	日田市、中津市	7月3日からの大雨
7月 3日	福岡県	朝倉市	〃
7月12日	大分県	竹田市	九州北部豪雨
7月12日	熊本県	阿蘇市、熊本市、阿蘇郡南阿蘇村、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町	〃
7月13日	福岡県	久留米市、柳川市、八女市、筑後市、みやま市、うきは市、八女郡広川町	〃
8月14日	京都府	宇治市	8月13日からの大雨
9月15日	鹿児島県	大島郡与論町	台風16号
11月27日	北海道	室蘭市、登別市、伊達市、虻田郡豊浦町、有珠郡壮瞥町、白老郡白老町、虻田郡洞爺湖町	11月27日の暴風雪
平成25年 2月22日	新潟県	長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、上越市、魚沼市、南魚沼市、東蒲原郡阿賀町	大雪
2月25日	新潟県	妙高市	〃
2月26日	山形県	尾花沢市	〃
2月28日	山形県	北村山郡大石田町	〃
5月 1日	山形県	最上郡戸沢村	融雪等に伴う地すべり
7月22日	山形県	長井市、南陽市、西村山郡大江町、西置賜郡白鷹町	7月22日からの大雨
7月28日	山口県	萩市、山口市、阿武郡阿武町	7月28日からの大雨
7月28日	島根県	鹿足郡津和野町	〃
8月 9日	秋田県	大館市、鹿角市、仙北市	8月9日からの大雨
8月 9日	岩手県	岩手郡雫石町	〃
8月23日	島根県	江津市	8月23日からの大雨
9月 2日	埼玉県	越谷市、北葛飾郡松伏町	9月2日に発生した突風等
9月16日	埼玉県	熊谷市	台風18号
9月16日	京都府	福知山市、舞鶴市	〃
10月 7日	鹿児島県	大島郡与論町	台風24号
10月16日	東京都	大島町	台風26号
10月16日	千葉県	茂原市	〃
平成26年 2月15日	長野県	茅野市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、諏訪郡富士見町	大雪
2月15日	群馬県	安中市	〃
2月15日	山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韭崎市、笛吹市、上野原市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村 等16市区町村	〃
2月17日	群馬県	藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町	〃
2月17日	埼玉県	秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、児玉郡神川町	〃
2月18日	群馬県	沼田市	〃
2月18日	山梨県	北杜市、甲州市、南都留郡西桂町	〃
2月21日	山梨県	南アルプス市、南都留郡道志村	〃

適用日	都道府県	市区町村	内容
7月 9日	長野県	木曽郡南木曽町	台風8号の接近に伴う大雨
7月 9日	山形県	南陽市	〃
8月 3日	高知県	吾川郡いの町	台風12号
8月 9日	高知県	高知市、長岡郡大豊町、高岡郡四万十町	台風11号
8月 9日	徳島県	那賀郡那賀町	〃
8月17日	京都府	福知山市	8月15日からの大雨
8月17日	兵庫県	丹波市	〃
8月20日	広島県	広島市	8月19日からの大雨
9月27日	長野県	木曽郡木曽町、木曽郡王滝村	御嶽山噴火
11月22日	長野県	北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、上水内郡小川村	長野県神城断層地震
12月 8日	徳島県	三好市、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町	12月5日からの大雪
平成27年 5月29日	鹿児島県	熊毛郡屋久島町	口永良部島（新岳）噴火
9月 9日	茨城県	古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町	関東・東北豪雨
9月 9日	栃木県	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、下都賀郡野木町	〃
9月10日	宮城県	仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町	〃
9月28日	沖縄県	八重山郡与那国町	台風21号
平成28年 4月14日	熊本県	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町 等45市区町村	熊本地震
8月30日	北海道	帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村 等20市区町村	台風10号
8月30日	岩手県	盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町	〃
10月21日	鳥取県	倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町	10月21日の鳥取県中部地震
12月22日	新潟県	糸魚川市	糸魚川市における大規模火災
平成29年 7月 5日	福岡県	朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町	7月5日からの大雨
7月 5日	大分県	日田市、中津市	〃
7月22日	秋田県	大仙市	7月22日からの大雨
9月17日	大分県	佐伯市、津久見市	台風18号
10月21日	和歌山県	新宮市	台風21号
10月22日	三重県	伊勢市、度会郡玉城町	〃
10月22日	京都府	舞鶴市	〃
平成30年 2月 6日	福井県	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町	2月4日からの大雪
2月13日	福井県	越前市	〃
2月14日	新潟県	長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町	豪雪
6月18日	大阪府	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町	大阪府北部を震源とする地震

※平成30年7月9日現在

11. 各課程・資格試験の受験状況

(注) 内務職員：内務職員、組織長、機関長、その他の合算

(1) 一般課程試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20	74,329	74,062	99.6	121,231	116,593	96.2	16,273	16,207	99.6	211,833	206,862	97.7
21	72,036	71,834	99.7	100,192	96,203	96.0	11,967	11,916	99.6	184,195	179,953	97.7
22	57,503	57,380	99.8	89,140	86,429	97.0	8,044	8,017	99.7	154,687	151,826	98.2
23	57,641	57,516	99.8	90,566	86,688	95.7	6,435	6,392	99.3	154,642	150,596	97.4
24	59,399	59,223	99.7	83,005	79,120	95.3	6,827	6,773	99.2	149,231	145,116	97.2
25	56,929	56,726	99.6	79,896	76,765	96.1	6,758	6,715	99.4	143,583	140,206	97.6
26	55,341	55,126	99.6	78,076	74,464	95.4	7,488	7,429	99.2	140,905	137,019	97.2
27	52,153	51,997	99.7	81,358	77,629	95.4	8,524	8,455	99.2	142,035	138,081	97.2
28	52,145	51,969	99.7	85,519	81,668	95.5	9,422	9,348	99.2	147,086	142,985	97.2
29	50,336	50,203	99.7	82,129	78,370	95.4	8,891	8,823	99.2	141,356	137,396	97.2

(2) 専門課程試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20	76,043	43,786	57.6	85,745	66,291	77.3	11,523	10,533	91.4	173,311	120,610	69.6
21	74,974	43,368	57.8	77,682	58,408	75.2	10,577	9,325	88.2	163,233	111,101	68.1
22	67,405	42,070	62.4	68,877	54,142	78.6	7,573	6,854	90.5	143,855	103,066	71.6
23	52,754	38,658	73.3	60,109	51,900	86.3	4,176	3,955	94.7	117,039	94,513	80.8
24	52,804	32,499	61.5	52,842	41,709	78.9	3,557	3,288	92.4	109,203	77,496	71.0
25	60,141	39,383	65.5	46,481	38,673	83.2	3,163	2,992	94.6	109,785	81,048	73.8
26	56,387	30,579	54.2	51,812	36,139	69.8	3,779	3,402	90.0	111,978	70,120	62.6
27	52,978	33,354	63.0	54,720	43,394	79.3	4,381	4,112	93.9	112,079	80,860	72.1
28	53,564	30,869	57.6	55,491	41,941	75.6	5,092	4,701	92.3	114,147	77,511	67.9
29	51,481	31,970	62.1	51,906	40,268	77.6	4,844	4,517	93.2	108,231	76,755	70.9

(3) 応用課程試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20	42,174	20,951	49.7	6,388	4,832	75.6	8,602	7,281	84.6	57,164	33,064	57.8
21	47,976	25,678	53.5	6,110	4,566	74.7	11,360	9,711	85.5	65,446	39,955	61.1
22	48,092	24,571	51.1	8,174	5,951	72.8	7,858	6,556	83.4	64,124	37,078	57.8
23	42,352	22,431	53.0	8,583	6,299	73.4	5,140	4,443	86.4	56,075	33,173	59.2
24	37,579	16,827	44.8	8,788	6,078	69.2	4,029	3,321	82.4	50,396	26,226	52.0
25	38,391	19,609	51.1	7,270	5,321	73.2	3,000	2,529	84.3	48,661	27,459	56.4
26	37,356	17,173	46.0	7,046	4,929	70.0	3,119	2,689	86.2	47,521	24,791	52.2
27	35,282	18,917	53.6	7,588	5,950	78.4	3,965	3,610	91.0	46,835	28,477	60.8
28	34,461	18,397	53.4	7,616	5,704	74.9	4,296	3,939	91.7	46,373	28,040	60.5
29	32,619	15,587	47.8	7,610	5,497	72.2	4,749	4,199	88.4	44,978	25,283	56.2

(4) 変額保険販売資格試験受験状況

(単位：人、%)

年度	営業職員			代理店			内務職員			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20	32,952	19,961	60.6	78,390	54,538	69.6	8,319	7,405	89.0	119,661	81,904	68.4
21	28,527	19,536	68.5	63,130	42,755	67.7	7,192	6,476	90.0	98,849	68,767	69.6
22	22,933	17,237	75.2	49,629	34,533	69.6	5,075	4,562	89.9	77,637	56,332	72.6
23	20,059	15,597	77.8	42,412	32,678	77.0	3,471	3,274	94.3	65,942	51,549	78.2
24	15,531	11,402	73.4	47,480	35,330	74.4	2,943	2,794	94.9	65,954	49,526	75.1
25	13,767	10,347	75.2	42,431	33,418	78.8	2,618	2,505	95.7	58,816	46,270	78.7
26	10,997	7,927	72.1	43,121	29,730	68.9	2,659	2,521	94.8	56,777	40,178	70.8
27	11,845	8,922	75.3	45,349	34,727	76.6	3,612	3,443	95.3	60,806	47,092	77.4
28	12,261	9,251	75.5	49,523	36,630	74.0	5,147	4,908	95.4	66,931	50,789	75.9
29	10,762	8,154	75.8	46,707	35,665	76.4	4,771	4,523	94.8	62,240	48,342	77.7

(5) 大学課程試験受験状況

(単位：人、%)

年度		個人保険商品研究			ファイナンシャルプランニング			生命保険と税・相続		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20	営業職員	7,308	5,833	79.8	5,381	3,991	74.2	8,622	5,546	64.3
	代理店	1,718	1,606	93.5	1,555	1,420	91.3	1,901	1,584	83.3
	内務職員	1,899	1,742	91.7	1,701	1,497	88.0	2,230	1,823	81.7
	合計	10,925	9,181	84.0	8,637	6,908	80.0	12,753	8,953	70.2
21	営業職員	7,609	4,970	65.3	6,735	5,664	84.1	9,287	5,718	61.6
	代理店	1,821	1,590	87.3	1,804	1,731	96.0	1,943	1,649	84.9
	内務職員	2,070	1,868	90.2	2,123	2,018	95.1	2,842	2,378	83.7
	合計	11,500	8,428	73.3	10,662	9,413	88.3	14,072	9,745	69.3
22	営業職員	6,611	1,857	28.1	6,216	4,944	79.5	6,246	2,979	47.7
	代理店	1,724	897	52.0	1,546	1,417	91.7	1,749	1,261	72.1
	内務職員	3,166	2,017	63.7	2,963	2,766	93.4	2,933	2,257	77.0
	合計	11,501	4,771	41.5	10,725	9,127	85.1	10,928	6,497	59.5

年度		生命保険のしくみと 個人保険商品			ファイナンシャルプランニングと コンプライアンス			生命保険と税・相続		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成23	営業職員	7,386	5,092	68.9	5,424	4,880	90.0	7,049	3,285	46.6
	代理店	2,382	2,016	84.6	1,948	1,882	96.6	2,722	1,855	68.1
	内務職員	2,985	2,647	88.7	2,305	2,262	98.1	2,657	1,911	71.9
	合計	12,753	9,755	76.5	9,677	9,024	93.3	12,428	7,051	56.7
24	営業職員	7,129	4,983	69.9	5,712	4,835	84.6	7,666	3,915	51.1
	代理店	2,580	2,254	87.4	2,325	2,224	95.7	2,495	1,775	71.1
	内務職員	2,368	2,198	92.8	2,087	2,044	97.9	2,460	1,917	77.9
	合計	12,077	9,435	78.1	10,124	9,103	89.9	12,621	7,607	60.3
25	営業職員	4,974	3,354	67.4	3,994	3,712	92.9	5,459	3,255	59.6
	代理店	2,332	2,015	86.4	2,192	2,140	97.6	2,779	2,073	74.6
	内務職員	1,601	1,442	90.1	1,463	1,439	98.4	1,933	1,571	81.3
	合計	8,907	6,811	76.5	7,649	7,291	95.3	10,171	6,899	67.8
26	営業職員	4,951	3,058	61.8	3,966	3,650	92.0	5,023	2,825	56.2
	代理店	2,202	1,711	77.7	1,952	1,876	96.1	2,489	1,739	69.9
	内務職員	1,351	1,149	85.0	1,246	1,221	98.0	1,503	1,184	78.8
	合計	8,504	5,918	69.6	7,164	6,747	94.2	9,015	5,748	63.8
27	営業職員	4,471	3,115	69.7	3,417	3,099	90.7	4,812	2,651	55.1
	代理店	1,984	1,597	80.5	1,665	1,565	94.0	2,082	1,340	64.4
	内務職員	1,141	1,050	92.0	1,061	1,037	97.7	1,367	1,074	78.6
	合計	7,596	5,762	75.9	6,143	5,701	92.8	8,261	5,065	61.3
28	営業職員	4,538	3,475	76.6	3,780	3,529	93.4	5,176	3,622	70.0
	代理店	1,763	1,497	84.9	1,557	1,492	95.8	2,090	1,633	78.1
	内務職員	1,317	1,237	93.9	1,220	1,199	98.3	1,562	1,368	87.6
	合計	7,618	6,209	81.5	6,557	6,220	94.9	8,828	6,623	75.0
29	営業職員	4,686	3,690	78.7	4,045	3,808	94.1	4,927	3,589	72.8
	代理店	1,734	1,519	87.6	1,558	1,511	97.0	2,078	1,673	80.5
	内務職員	1,413	1,334	94.4	1,262	1,249	99.0	1,526	1,384	90.7
	合計	7,833	6,543	83.5	6,865	6,568	95.7	8,531	6,646	77.9

(注) 平成23年度より、カリキュラムを全面的に改訂

(単位：人、%)

年度		隣接業界の商品と社会保障			企業保険商品研究			資産運用設計（金融商品・不動産）		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20	営業職員	7,840	5,391	68.8	8,512	4,415	51.9	7,298	5,473	75.0
	代理店	1,789	1,605	89.7	2,189	1,677	76.6	1,985	1,778	89.6
	内務職員	2,156	1,795	83.3	2,546	1,909	75.0	2,273	1,934	85.1
	合計	11,785	8,791	74.6	13,247	8,001	60.4	11,556	9,185	79.5
21	営業職員	8,265	5,216	63.1	8,703	3,771	43.3	7,439	3,294	44.3
	代理店	1,817	1,556	85.6	2,124	1,443	67.9	1,886	1,374	72.9
	内務職員	2,968	2,461	82.9	3,212	2,146	66.8	2,766	1,875	67.8
	合計	13,050	9,233	70.8	14,039	7,360	52.4	12,091	6,543	54.1
22	営業職員	6,011	4,085	68.0	7,620	3,591	47.1	6,888	4,466	64.8
	代理店	1,842	1,602	87.0	2,146	1,461	68.1	1,842	1,514	82.2
	内務職員	2,660	2,277	85.6	3,095	2,360	76.3	2,901	2,454	84.6
	合計	10,513	7,964	75.8	12,861	7,412	57.6	11,631	8,434	72.5

年度		社会保障制度			企業向け保険商品と コンサルティング			資産運用知識		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成23	営業職員	6,213	4,219	67.9	7,569	3,798	50.2	6,580	3,960	60.2
	代理店	2,522	2,159	85.6	2,692	1,914	71.1	2,426	1,940	80.0
	内務職員	2,473	2,153	87.1	2,696	2,099	77.9	2,624	2,229	84.9
	合計	11,208	8,531	76.1	12,957	7,811	60.3	11,630	8,129	69.9
24	営業職員	5,050	2,636	52.2	6,131	3,214	52.4	6,614	3,179	48.1
	代理店	2,559	1,781	69.6	2,976	2,131	71.6	2,324	1,637	70.4
	内務職員	1,979	1,533	77.5	2,232	1,781	79.8	2,218	1,807	81.5
	合計	9,588	5,950	62.1	11,339	7,126	62.8	11,156	6,623	59.4
25	営業職員	5,065	3,235	63.9	5,370	3,858	71.8	5,016	3,063	61.1
	代理店	2,339	1,817	77.7	2,396	1,915	79.9	2,793	2,160	77.3
	内務職員	1,840	1,463	79.5	1,862	1,598	85.8	1,903	1,618	85.0
	合計	9,244	6,515	70.5	9,628	7,371	76.6	9,712	6,841	70.4
26	営業職員	4,421	3,021	68.3	4,148	2,649	63.9	4,662	2,570	55.1
	代理店	2,192	1,697	77.4	2,147	1,590	74.1	2,466	1,627	66.0
	内務職員	1,361	1,155	84.9	1,297	1,077	83.0	1,466	1,135	77.4
	合計	7,974	5,873	73.7	7,592	5,316	70.0	8,594	5,332	62.0
27	営業職員	4,475	3,014	67.4	4,564	2,764	60.6	4,581	2,413	52.7
	代理店	1,908	1,396	73.2	1,973	1,351	68.5	2,135	1,359	63.7
	内務職員	1,363	1,122	82.3	1,341	1,074	80.1	1,383	1,067	77.2
	合計	7,746	5,532	71.4	7,878	5,189	65.9	8,099	4,839	59.7
28	営業職員	4,537	3,670	80.9	4,759	3,506	73.7	4,923	3,257	66.2
	代理店	1,929	1,636	84.8	2,048	1,622	79.2	2,102	1,551	73.8
	内務職員	1,443	1,321	91.5	1,494	1,323	88.6	1,471	1,257	85.5
	合計	7,909	6,627	83.8	8,301	6,451	77.7	8,496	6,065	71.4
29	営業職員	4,425	3,654	82.6	4,708	3,532	75.0	4,914	3,584	72.9
	代理店	2,013	1,771	88.0	2,165	1,778	82.1	2,176	1,732	79.6
	内務職員	1,424	1,321	92.8	1,435	1,303	90.8	1,545	1,387	89.8
	合計	7,862	6,746	85.8	8,308	6,613	79.6	8,635	6,703	77.6

(6) TLC（トータル・ライフ・コンサルタント）の称号認定数

(単位：人)

年度	営業職員	組織長・機関長	内務職員	代理店	合計
平成20	3,019	349	1,552	2,745	7,665
21	2,985	327	1,516	2,864	7,692
22	2,343	281	1,563	2,744	6,931
23	3,233	300	1,720	3,381	8,634
24	2,867	235	1,952	3,262	8,316
25	2,550	144	1,806	3,821	8,321
26	2,186	111	1,565	3,590	7,452
27	2,078	77	1,303	3,693	7,151
28	2,442	101	1,307	3,231	7,081
29	2,725	76	1,358	3,484	7,643

(7) 生命保険講座試験受験状況

(単位：人、%)

年度	生命保険総論				生命保険計理				危険選択			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率
平成20	8,701	7,971	5,853	73.4	8,318	7,356	5,311	72.2	7,902	7,007	6,303	90.0
21	10,353	9,597	7,349	76.6	9,984	8,974	6,688	74.5	9,245	8,356	7,670	91.8
22	8,487	7,868	6,801	86.4	8,516	7,676	6,487	84.5	7,232	6,583	6,265	95.2
23	6,370	5,840	5,047	86.4	7,448	6,731	5,174	76.9	5,887	5,268	4,917	93.3
24	5,861	5,328	4,766	89.5	6,457	5,750	4,709	81.9	5,234	4,637	4,311	93.0
25	4,711	4,318	3,818	88.4	5,594	4,961	3,418	68.9	4,653	4,146	3,737	90.1
26	4,681	4,278	3,600	84.2	5,653	4,999	2,990	59.8	4,628	4,090	3,815	93.3
27	5,192	4,756	3,941	82.9	6,293	5,653	4,443	78.6	4,795	4,299	3,946	91.8
28	6,110	5,719	4,835	84.5	6,353	5,815	4,101	70.5	5,703	5,218	4,937	94.6
29	5,898	5,512	4,522	82.0	6,656	6,100	4,183	68.6	5,393	4,928	3,844	78.0

年度	約款と法律				生命保険会計				生命保険商品と営業			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率
平成20	7,634	6,668	5,332	80.0	9,781	8,331	5,429	65.2	7,513	6,628	5,935	89.5
21	9,488	8,518	5,899	69.3	11,561	9,957	7,026	70.6	8,811	7,870	7,040	89.5
22	8,904	8,098	6,882	85.0	9,687	8,456	6,917	81.8	7,201	6,539	6,363	97.3
23	7,241	6,450	5,857	90.8	7,556	6,460	5,073	78.5	5,940	5,272	5,034	95.5
24	5,652	5,012	4,561	91.0	6,651	5,656	3,227	57.1	5,237	4,633	4,459	96.2
25	4,847	4,289	3,933	91.7	6,725	5,662	3,816	67.4	4,510	3,941	3,640	92.4
26	4,594	3,997	2,735	68.4	6,204	5,157	3,546	68.8	6,204	5,157	3,546	68.8
27	5,739	5,121	4,508	88.0	6,307	5,335	3,959	74.2	4,925	4,334	4,167	96.1
28	5,812	5,276	4,400	83.4	6,726	5,820	4,003	68.8	5,442	4,900	3,997	81.6
29	6,002	5,461	4,742	86.8	6,759	5,857	3,303	56.4	5,959	5,358	4,896	91.4

年度	生命保険と税法				資産の運用			
	受講者数	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	受験者数	合格者数	合格率
平成20	8,836	7,409	6,007	81.1	9,244	7,746	4,887	63.1
21	10,291	8,811	7,340	83.3	11,090	9,588	7,699	80.3
22	8,262	7,055	5,832	82.7	8,608	7,415	6,244	84.2
23	6,976	5,866	4,379	74.7	7,283	6,189	5,131	82.9
24	6,821	5,660	4,640	82.0	6,181	5,135	4,178	81.4
25	5,544	4,487	3,619	80.7	5,605	4,570	3,838	84.0
26	5,423	4,470	3,845	86.0	5,183	4,227	3,423	81.0
27	5,482	4,577	3,690	80.6	5,546	4,595	3,477	75.7
28	6,280	5,326	4,034	75.7	6,376	5,442	4,045	74.3
29	6,457	5,432	4,202	77.4	6,480	5,494	4,619	84.1

(8) 生命保険面接士試験受験状況

(単位：人、%)

年月	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
平成20. 9	1,507	1,373	91.1	1,061	77.3
21. 2	1,095	995	90.9	792	79.6
21. 9	1,639	1,503	91.7	781	52.0
22. 2	1,471	1,352	91.9	1,176	87.0
22. 9	6,591	6,270	95.1	4,029	64.3
23. 2	5,252	4,888	93.1	2,954	60.4
23. 9	3,867	3,467	89.7	2,466	71.1
24. 2	2,637	2,302	87.3	1,035	45.0
24. 9	3,089	2,778	89.9	1,498	53.9
25. 2	2,221	1,964	88.4	1,516	77.2
25. 9	2,095	1,835	87.6	1,123	61.2
26. 2	1,398	1,220	87.3	885	72.5
26. 9	1,733	1,571	90.7	881	56.1
27. 2	1,145	1,006	87.9	588	58.4
27. 9	1,459	1,346	92.3	1,008	74.9
28. 2	924	841	91.0	515	61.2
28. 9	1,373	1,254	91.3	1,043	83.2
29. 2	841	775	92.2	544	70.2
29. 9	1,447	1,338	92.5	1,233	92.2
30. 2	627	563	89.8	229	40.7

※昭和48年から実施（当初は「検定調査士試験」、昭和61年に「生命保険面接士試験」に名称変更）

※年2回（9月・2月）に実施

12. 新年賀詞交歓会

(単位：人)

	参加者数	会 場		参加者数	会 場
平成21年 1 月	448	都市センターホテル	平成26年 1 月	603	経団連会館
22年 1 月	436	経団連会館	27年 1 月	662	〃
23年 1 月	483	〃	28年 1 月	701	〃
24年 1 月	534	〃	29年 1 月	724	〃
25年 1 月	505	〃	30年 1 月	755	〃

13. 生命保険協会の主な刊行物一覧

(1) 定期刊行物

(刊行回数・刊行年月)

・生命保険協会SR報告書（冊子・PDFファイル）	年 1 回
・生命保険協会会報	年 1 回
・生命保険事業概況（CD-ROM）	年 1 回
・生命保険の動向	年 1 回
・相談所リポート（半期ごとの相談・苦情の受付状況）（～平成22年度）	年 2 回
・相談所リポート（相談・苦情の受付状況）（平成23年度～）	年 1 回
・ボイス・リポート（四半期ごとの苦情受付状況）	年 4 回
・裁定審査会における裁定の概要（平成21年度～平成22年度）	年 2 回
・裁定概要集（平成24年度～）	年 4 回
・Life Insurance Business in Japan	年 1 回

(2) 情報提供資料

・生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻（冊子・PDFファイル）	（平成23、26、28年度作成）
・生命保険会社のディスクロージャーファイル（合本ファイル）	年 1 回
・高齢者向け情報冊子「今だから聞きたい！生命保険便利帳」	平成26年3月
・こども向け教育用DVD「ちびまる子ちゃんと学ぶ大切な3つのお話」	平成26年3月
・中学校社会科向け教材『社会における企業の役割と責任』保険会社って何をしているの？」	平成29年2月
・高等学校公民科向け教材「社会保障制度と保険のキホンについて学ぼう！」	平成29年2月

(3) 調査・研究資料

・ドイツ保険契約法（2008年1月1日施行）	平成20年9月
	（日本損害保険協会との共同発行）
・ニューヨーク州保険法（2010年末版）	平成24年3月
・英国保険法 ～2012年家計保険（告知）法～	平成25年3月
・超高齢社会における生命保険サービスについて～高齢者対応の向上～	平成25年6月
・女性活躍推進・健康増進に関する生命保険会社の取組事例集	平成27年2月
・安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて ー 公的年金を補完する「長寿安心年金」の創設 ー	平成28年2月
・保険教育に関する生命保険業界の取組事例集	平成28年2月
・保険教育推進に関する報告書ー学校教育現場での保険教育機会の拡充に向けた提言ー	平成28年4月
・高齢者に配慮した取組みの推進に関する提言書 ー 「マイナンバー制度の民間利活用」への提言ー	平成29年4月
・健康増進に関する生命保険業界の取組事例集	平成30年2月
・健康サポートプロジェクト報告書	平成30年6月

(4) 教育資料

- ・ 一般課程、専門課程、応用課程各テキスト 年 1 回
- ・ 生命保険大学課程テキスト 年 1 回
 - 個人保険商品研究、ファイナンシャルプランニング、生命保険と税・相続、資産運用設計（金融商品・不動産）、企業保険商品研究、隣接業界の商品と社会保障（平成22年度以前）
 - 生命保険のしくみと個人保険商品、ファイナンシャルプランニングとコンプライアンス、生命保険と税・相続、資産運用知識、企業向け保険商品とコンサルティング、社会保障制度（平成23年度以後）
- ・ 生命保険募集人継続教育制度標準テキスト 年 1 回
- ・ 生命保険講座テキスト 年 1 回
 - 生命保険総論、生命保険計理、危険選択、約款と法律、生命保険会計、生命保険商品と営業、生命保険と税法、資産の運用
- ・ 変額保険テキスト 年 1 回
- ・ 生命保険支払専門士テキスト 年 1 回
- ・ 生命保険面接士テキスト 年 1 回

(5) 社会貢献活動関係資料

- ・ 「家族で楽しむ絵本とあそび」 vol.1 平成21年3月
- ・ 「家族で楽しむ絵本とあそび」 vol.2 平成22年3月
- ・ 「家族で楽しむ絵本とあそび」 vol.3 平成23年3月
- ・ 「家族で楽しむ絵本とあそび」 vol.4 平成26年6月
- ・ 生命保険協会の社会貢献活動（冊子・PDF ファイル）（～2016年版） 年 1 回

(6) その他刊行物

- ・ 生命保険協会百年史 平成21年3月